

(第一類 第一号)

第三十七回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第四号

(五五)

昭和三十五年十二月二十日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野 一郎平君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君

大森 玉木君 佐々木義武君

辻 寛一君 福田 一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

久保田 豊君 杉山元治郎君

西宮 弘君 山内 広君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務 大臣 西村 直己君

出席政府委員

總理府總務長官 藤枝 泉介君

總理府總務副長 佐藤 朝生君

內閣審議官

內閣官房內閣 審議室長兼內閣 總理大臣官房審 議室長 飯田 良一君

防衛庁參事官 門叶 宗雄君

防衛庁長官官 房長 小野 裕君

防衛庁參事官 (人事局長) 津島 文治君

外務政務次官 古内 廣雄君

外務大臣官房 長事務取扱 委員外の出席者

議員 石橋 政嗣君

防衛庁參事官 加藤 陽三君

防衛局長 (教育局長) 小幡 久男君

防衛庁參事官 木村 秀弘君

(經理局長) 塚本 敏夫君

防衛庁參事官 大石 孝章君

(裝備局長) 北原 秀雄君

總理府事務官 吉田 健三君

(調達庁總務部 長) 滋君

外務事務官 安岡 孝君

(大臣官房總務 參事官) 三郎君

外務事務官 佐橋 滋君

(大臣官房會計 課長) 健三君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

通商産業事務官 安岡 孝君

(重工業局長) 三郎君

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

同(岡良一君紹介)(第一七二号)

公務員の賃金引上げ等に関する陳情書（気仙沼市字八日町五番地気仙沼地区労働組合評議会横田敬二郎）（第二〇〇号）は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三三号）

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案（石橋政嗣君外十名提出、衆法第五号）

○久野委員長 これより会議を開きます。

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。石橋政嗣君。

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第七条）
第二章 給付金の種類及び支給（第八条―第十八条）

第三章 不服の申立て（第十九条―第二十一条）
第四章 雑則（第二十二條―第三十條）

附則

別表

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、連合国占領軍等の行為により死亡し、又は身体に損害を受けた者及びこれらの者の遺族に対する給付金の支給に關して定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律で「連合国占領軍等の行為」とは、昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十七日までの間の本邦（政令で定める地域を除く）内における連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員（その家族を含む。）若しくは被用者の行為（日本の国籍のみを有する被用者にあつては、職務執行中の行為に限る。）をいう。

2 この法律で「被害者」とは、連合国占領軍等の行為により死亡し、又は身体に損害を受けた者でその死亡し、又は損害を受けた當時において日本の国籍を有していたものをいう。

3 この法律で「見舞金」とは、国が、連合国占領軍等の行為による死亡又は身体に損害について、被害者又はその遺族に対してこの法律の施行前に行政措置に基づいて支給した死亡見舞金、障害見舞金、療養費及び打切療養費をいう。

4 この法律で「基準日額」とは、労働省において作成した昭和三十五年一月の毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与月額額の三十分の一に相当する金額をいう。

（給付金の支給を受ける権利）

第三条 国は、被害者又はその遺族でこの法律の施行の日（給付金の支給事由の生じた日）がこの法律の施行の日後であるときは、その支給事由の生じた日）において日本の国籍を有するものに対し、給付金を支給する。ただし、国において被害者の死亡又は身体に損害がその者又は第三者の故意又は重大な過失に起因するものであることを証明したときは、この限りでない。

（給付金の支給の請求）

第四条 給付金（打切給付金を除く。以下この条、次条及び第十八条において同じ。）の支給を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、調達局長を経由して、調達庁長官に給付金の支給を請求しなければならない。

（認定）

第五条 給付金の支給を受ける権利の認定は、前条の請求に基づいて、調達庁長官が行なう。調達庁長官は、前項の規定により認定を行なうに当たつては、その定めるところにより、あらかじめ、調達局長をして被害者給付金審査会に諮問させなければならない。

（被害者給付金審査会）
第六条 調達局長に、附属機関として、被害者給付金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、調達局長の諮問に依り、当該調達局長の管轄区域内におけるこの法律の規定による給付金の支給に関する重要事項について調査審議する機関とする。

3 審査会は、委員七人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから調達局長が任命する。

5 審査会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

6 会長は、会務を総理する。

7 この法律に定めるものを除くほか、審査会の組織、所掌事務、委員の任期その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

（他の給付との関係）

第七条 この法律の規定による給付金の支給は、同一の事由につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令に基づいて療養の給付その他この法律の規定による給付金に類する給付が行なわれたときは、その価額の限度において、これを行なわない。

第二章 給付金の種類及び支給

（給付金の種類）
第八条 給付金の種類は、次に掲げるものとする。

一 療養給付金
二 休業給付金
三 障害給付金
四 遺族給付金
五 葬祭給付金
六 打切給付金

（療養給付金の支給）
第九条 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾病に關し療養をした場合においては、その被害者には、療養給付金を支給する。

2 前項の規定により支給する療養給付金の金額は、政令で定める基準に依り、調達局長が定める金額とする。

3 前項の規定によるほか、連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疾病に關し療養する場合においては、その被害者には、療養給付金を支給する。

4 前項の規定により支給する療養給付金の金額は、療養に要する費用の金額とする。

5 第一項、第三項及び前項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送
6 前項第五号及び第六号に掲げるものについては、調達局長官が必

要と認める場合に限るものとす
る。

7 第一項の規定により支給する療
養給付金の金額は、この法律の施
行前にその療養につき療養給付金
又は打切給付金に相当する見舞金
が支給されている場合において
は、第二項の規定にかかわらず、
同項の規定による療養給付金の金
額から当該見舞金に相当する金額
を控除した金額とする。

(休業給付金の支給)

第十條 連合国占領軍等の行為によ
り負傷し、又は疾病にかかり、こ
の法律の施行前に当該負傷又は疾
病に關し療養をした場合におい
て、その療養のため勤務による取
入(自家営業による収入を含む。
以下同じ)を得ることができな
かつたときは、その被害者には、そ
の勤務による収入を得ることがで
きなかつた期間につき、休業給付
金を支給する。

2 前項の規定により支給する休業
給付金の金額は、政令で定める基
準に従い、調達庁長官が定める金
額とする。

3 連合国占領軍等の行為により負
傷し、又は疾病にかかり、この法
律の施行後に当該負傷又は疾病に
關し療養をする場合において、そ
の療養のため勤務による収入を得
ることができないときは、その被
害者には、その勤務による収入を
得ることができない期間につき、
休業給付金を支給する。

4 前項の規定により支給する休業
給付金の金額は、その勤務による
収入を得ることができない期間一

日につき基準日額の百分の八十に
相当する金額とする。

(障害給付金の支給)

第十一條 連合国占領軍等の行為に
より負傷し、又は疾病にかかり、
当該負傷又は疾病がなおつたとき
別表に定める程度の身体障害が存
する場合においては、その被害者
には、障害給付金を支給する。

2 障害給付金の金額は、別表に定
める障害の等級に応じ、基準日額
に同表に定める日数を乗じて得た
金額とする。

3 別表に定める程度の身体障害が
二以上ある場合の身体障害の等級
は、重い身体障害に応ずる等級に
よる。

4 次に掲げる場合の身体障害の等
級は、次の各号のうち被害者に最
も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体
障害が二以上ある場合には、前
項の規定による等級の一級上位
の等級

二 第八級以上に該当する身体障
害が二以上ある場合には、前項
の規定による等級の二級上位の
等級

三 第五級以上に該当する身体障
害が二以上ある場合には、前項
の規定による等級の三級上位の
等級

5 前項の規定による障害給付金の
金額は、それぞれの身体障害に応
ずる等級による障害給付金の金額
を合算した金額をこえるときは、
当該合算した金額とする。

6 すでに身体障害のある者が、連
合国占領軍等の行為による負傷又

は疾病によつて同一部位について
障害の程度を加重した場合に於
て、その障害給付金の金額は、従前の
障害に應ずる障害給付金の金額を
控除した金額とする。

7 障害給付金の金額は、この法律
の施行前にその身体障害につき障
害給付金に相当する見舞金が支給
されている場合においては、第二
項、第五項又は前項の規定にか
かわらず、これらのそれぞれの規定
による障害給付金の金額から当該
見舞金に相当する金額を控除した
金額とする。

(遺族給付金の支給)

第十二條 連合国占領軍等の行為に
より死亡した場合においては、そ
の被害者の遺族には、遺族給付金
を支給する。

2 連合国占領軍等の行為により負
傷し、又は疾病にかかりこれによ
らなで死亡し、又は連合国占領
軍等の行為による特別の事情に關
連して死亡した場合において、調
達庁長官がその死亡を連合国占領
軍等の行為による死亡と同視すべ
きものと認定したときは、その死
亡した者の遺族には、遺族給付金
を支給する。

3 この法律の規定の適用について
は、前項に規定する特別の事情に
關連して死亡した者は、被害者と
みなす。

4 遺族給付金の金額は、基準日額
の千日分に相当する金額とする。

ただし、被害者の死亡の当時、そ
の者に勤務による収入がなく、か
つ、その年齢が十五歳未満である

場合においては、その金額の二分
の一に相当する金額とする。

5 遺族給付金の金額は、この法律
の施行前にその死亡につき遺族給
付金に相当する見舞金が支給され
ている場合においては、前項の規
定にかかわらず、同項の規定によ
る遺族給付金の金額から当該見舞
金に相当する金額を控除した金額
とする。

(遺族給付金の支給を受けるべき
遺族の範囲)

第十三條 遺族給付金の支給を受け
るべき遺族の範囲は、被害者の死
亡の当時における配偶者(婚姻の
届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にある者を含む。
以下同じ)、子及び父母並びに被
害者の死亡の当時においてその者
によつて生計を維持し、又はその
者と生計をともにしていた孫、祖
父母及び兄弟姉妹とする。ただ
し、この法律の施行の日前に離縁
によつて被害者との親族関係が終
了した者を除くものとする。

2 被害者の死亡の当時胎児であつ
た子が出生したときは、その子
は、被害者の死亡の当時における
子とみなす。

3 前項の子が、この法律の施行の
日後に出生し、かつ、出生によつて
日本の国籍を取得したときは、そ
の子は、この法律の施行の日(被害
者の死亡の日がこの法律の施行の
日後であるときは、その死亡の
日)において日本の国籍を有して
いたものとみなす。

(遺族給付金の支給を受けるべき
遺族の順位)

第十四條 遺族給付金の支給を受け
るべき遺族の順位は、次に掲げる
順序による。ただし、父母につい
ては、被害者の死亡の当時におい
てその者によつて生計を維持し、
又はその者と生計をともにしてい
たものを先にし、同順位の父母に
ついては、養父母を先にし実父母
を後にし、祖父母については、養
父母の父母を先にし実父母の父
母を後にし、父母の養父母を先に
し父母の実父母を後にする。

一 配偶者(被害者の死亡の日が
この法律の施行の日である場
合において、その死亡の日以後
この法律の施行の日前に、被害
者の二親等内の血族(以下この
項において「遺族」という。)以外
の者と婚姻(届出をしていないが事
実上婚姻関係と同様の事情に入
つてると認められる場合を含む。
以下同じ)し、又は遺族以外の者の養
子となつた者を除く。)

二 子(この法律の施行の日(被害
者の死亡の日がこの法律の施行
の日翌日以後であるときは、
その死亡の日。以下この項及び
次項において同じ)において、
遺族以外の者の養子となつてい
る者を除く。)

三 父母

四 孫(この法律の施行の日にお
いて、遺族以外の者の養子とな
つていない者を除く。)

五 祖父母

七 第二号において同号の順位から除かれている子

八 第四号において同号の順位から除かれている孫

九 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれている配偶者

2 前項の規定により遺族給付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、この法律の施行の日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上（その者がこの法律の施行の日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合においては、他に同順位者がいないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を遺族給付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした遺族給付金の支給を受ける権利の認定又は遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

（葬祭給付金の支給）

第十五条 遺族給付金の支給を受けるべき遺族には、遺族給付金のほか、葬祭給付金を支給する。
2 葬祭給付金の金額は、基準日額の六十日分に相当する金額とする。

（打切給付金の支給）

第十六条 第九条の規定により療養給付金の支給を受けるべき被害者でこの法律の施行の際現に療養中のものが、その療養の開始後、この法律の施行の際までに三年を経過し、又はこの法律の施行後において三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、その被害者には、打切給付金を支給することができる。同条第三項の規定により療養給付金の支給を受けるべき被害者でこの法律の施行後療養を開始するものが、その療養の開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においても、また同様とする。

2 打切給付金の金額は、基準日額の千二百日分に相当する金額とする。

3 第一項の規定により打切給付金の支給を行なう場合においては、その後におけるこの法律の規定による給付金の支給は、行なわれない。

（療養給付金等の支給を受けるべき者が死亡する場合）

第十七条 第九条第一項の療養給付金、第十条第一項の休業給付金又は第十一条第一項の障害給付金の支給を受けるべき被害者がこの法律の施行前に死亡している場合においては、これらの給付金は、その者の遺族に支給する。
2 第十三条並びに第十四条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位について準用

し、第十四条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合について準用する。
（給付金の支給を受ける権利の受給）

第十八条 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の給付金の支給を請求することができる。

2 第十四条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

第三章 不服の申立て
（不服の申立て）
第十九条 給付金の支給に関する処分について不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して一年以内に、書面で、調達庁長官に不服の申立てをすることができる。

2 前項の規定による不服の申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。
3 調達庁長官は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することができる。

（裁決）
第二十条 調達庁長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しなければならない。

（政令への委任）

第二十一条 前二条に定めるもののほか、不服の申立て、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（報告、出頭等）

第二十二条 調達庁長官は、給付金の支給の実施又は不服の申立てに対する審査のため必要があると認めるときは、給付金の支給を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、診断を行ない、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費を受けることができる。

（立入検査等）

第二十三条 調達庁長官は、給付金の支給の実施又は不服の申立てに対する審査のため必要があると認めるときは、当該職員をして、被害の発生した場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は給付金の支給を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職権を行なう場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

（関係機関の協力義務）

第二十四条 都道府県知事、市町村長、警察署長その他の関係機関は、調達庁長官からこの法律の実施のために必要な協力を求められたときは、できる限りその求めに応じなければならない。

（時効）

第二十五条 給付金の支給を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡又は担保の禁止）

第二十六条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第二十七条 給付金の支給を受ける権利は、差し押えることができない。

（非課税）

第二十八条 この法律の規定により支給を受けた給付金を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

（総理府令への委任）

第二十九条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手續その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

（罰則）

第三十条 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和二十年九月一日以前の終戦に伴う連合国軍隊等の行為による被害者に対する適用)

2 昭和二十年八月十五日から同年九月一日までの間の本邦(政令で定める地域を除く)内における終戦に伴う連合国軍隊又はその構成員若しくは被用者の行為により死亡し、又は身体に損害を受けた者でその死亡し、又は損害を受けた当時において日本の国籍を有していたものについては、その行為を連合国占領軍等の行為とみなし、そのものを被害者とみなして、この法律の規定を適用する。

(調達庁設置法の一部改正)
3 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第四十条第十七号の二の次に次の一号を加える。
十七の三 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十五年法律第 号)の規定に基づき、給付金を支給すること。

第七号第十九号の次に次の一号を加える。
十九の二 第四号第十七号の三に規定する給付金に関すること。

本則中第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 調達局に、附属機関として、被害者給付金審査会を置く。

2 被害者給付金審査会については、連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十五年法律第 号)の定めるところによる。

別表

障害の等級	日数
第一級	一三四〇日
第二級	一一九〇日
第三級	一〇五〇日
第四級	九二〇日
第五級	七九〇日
第六級	六七〇日
第七級	五六〇日
第八級	四五〇日
第九級	三五〇日
第十級	二七〇日
第十一級	二〇〇日
第十二級	一四〇日
第十三級	九〇日
第十四級	五〇日

備考 この表における障害の等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

理由

平和条約の発効前における連合国占領軍等の行為によつて死亡し、又は身体に損害を受けた者及びその遺族に対して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約三十一億五千二百四十二万四千円の見込みである。

○石橋政嗣君 たいま議題となりました連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案に対する提案の理由を説明申し上げたいと思います。

今日、高原景気とか所得倍増とか言われておりますが、無様な太平洋戦争の痛手はいまだ国民生活の上に痛々しくそのつめあとを残しているものであります。この法律案で取り上げました占領軍被害者の問題は、その特徴的なもの一つであります。

敗戦後より今日まで、占領軍軍人及びその構成員等の不法行為によつて、善良な一般市民が、実に十四万八千人以上ものとうとい生命または重大な損害を受けているのであります。たとひ占領軍であっても善良な一般市民に對しては、その財産、生命に對して脅威または損害を与えてならないことは国際法上明白な事柄であります。しかし日本の場合は、これら占領軍から損害を受けた被害者は、何ら顧みられないことなく放置され、日本の行政機関にその事実を訴へ出た者のみがわずかの見舞金を日本政府または地方自治体から支給されているにすぎないのであります。

しかもこれら不運な人々は、サンフランシスコ平和条約第十九条によつて、訴訟上の権利すらも放棄せしめられたのであります。

ただ平和条約発効以後発生した事故については、行政協定第十八条に基づいて損害の補償を行なうこととなつて

おり、十分とはいえない措置ではあるが、昭和二十七年以降三十四年度末までに六万九百四十人の被害者に対し、死亡の場合最低二十万円から最高百五十万円までの補償を行なつていたのであります。ところが平和条約発効以前の死亡約三千七百人以上を含む約九千人に及ぶ被害者に対しては、その後若干の補正的な追給措置が行なわれたが、前に述べましたように涙金程度の見舞金を支給したにすぎません。さらにそれすらも受けていない泣き寝入りの人が数多く取り残されているのであつて、昭和三十五年五月現在の調達庁調査によつても二千人以上の未受給者がいるのであります。これらの人々には何ものをもつてもかえることができない生命、身体、財産の損害を十年間も放置されてきたわけでありまして、私どもは国の措置としてこれらの人々を一刻も早く救ふことが、ほんとうに血の通つた政治ではないかと思ふのであります。

もちろん原則的には憲法及び国際法上の建前から十分正当な補償の立場を主張すべき根拠を有するかとも思ふのであります。しかし原則論によつては、いかに被害者の生活はきわめて逼迫しているものであります。特に一家の柱と頼む人が死亡または重傷を負わせられた人々は、まことに悲惨な毎日を送つてゐるのであります。これらの事情から、この際せめて昭和二十七年以降の現行補償制度と比較して、著しく均衡を失つてゐるものに對し、緊急に救済措置を講ずる必要があると痛感する次第であります。

以上がこの法律案を提出するに至つた基本的な態度であります。

次いで、法案の具体的内容についてその概要を説明申し上げます。

まずこの法律案による給付の範囲であります。第一条に規定しましたように、連合国占領軍等の行為によつて死亡または傷害を受けた者及びその遺族に限定し、財産上の損害はこの際除外した次第であります。

最高裁判所のある判決文の中に、「人間の生命は、全地球よりも重し」という名言を残しているものであります。が、何ものにも優先して尊重すべき生命及び身体に損害は、いかなる事情があるにせよ早急に救済されるべきであるとの見地に立つてゐるのであります。

その適用範囲については、前にも述べたように昭和二十年九月二日より昭和二十七年四月二十七日まで発生した事故で、被害者が日本国籍を有する者とした次第であります。従つて第三国人等の被害者はこの法律の権利者たり得ないわけでありまして、外交上の問題として政府において円満な解決をはかられんことを強く希望してゐるのであります。なお、ポツダム宣言受諾以後昭和二十年九月二日以前においても若干の被害者があるもので、これらの者も救済し得るよう附則に規定して、その措置をとることとしたのであります。

また給付金の基準についてであります。事件発生後約十年以上も経過した事実に対して、個々にその程度を認定して給付金の金額を算定することはきわめて困難な事情にあるので、労働省で作成した昭和三十五年一月の毎月勤労統計によることが妥当と考え、こ

の全産業の労働者一人当たりの平均給与額をとることとし、その三十分の一をもつて一率に基準日額としたわけでありました。

給付金の種類は、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金、打ち切り給付金の六種類であります。それぞれ給付金の種類に応じた基準日額を乗じて給付金額を算定することとしたのであります。たとえば遺族給付については、基準日額の千日分に相当する金額とし、葬祭給付は基準日額の六十日分、傷害者に対する打ち切り給付金は、基準日額の千二百日分に相当する金額としたことなどでありました。なお現実の支給にあたっては、当然のことながらすでに何らかの給付を受けている者については、この法律による給付金額からすでに支給した相当給付金額を控除した金額を支給することとした次第であります。療養給付金については、実際療養に要した費用を支給することとしたのであります。この法律施行以前の療養費については、実情の把握が困難なもので、調達庁長官が一定の基準を政令によって定め、それによって支給することとしたのであります。また連合国占領軍等の行為という特殊な関係から、婦女子等の場合で、その行為により直接負傷し、または疾病にかからなくとも、その行為が原因となり重大な精神的衝撃等によって死に至らした場合は、やはりその遺族に対し遺族給付金を支給する規定を設けた次第であります。

さらにこの法律が現実に施行されても、事件後十数年を経過したものが多くことから見て、個々の状況を判断する資料に乏しく、調達庁長官がけの認定が困難なケースが相当数あると予想されるのであります。これらのものについては、各地方調達局に学識経験者等調達局長が任命する七人の委員で構成する被害者給付金審査会を附置して、調達局長の諮問に応じ調査審議し、その万全を期することにしたのであります。またこの法律による権利者で調達庁長官の処分不服がある者は、一年以内に書面で調達庁長官に不服の申し立てを行なうことができることとし、再審査の方途も講じてあるものであります。

次いでこの法律の実施にあたっては、迅速かつ正確な運用をはかるため、関係都道府県、警察署等行政機関の協力義務を規定した次第であります。さらに給付金を受けた権利の時効を三年とし、この法律による給付金はすべて非課税として、給付金の権利については、譲渡または担保、差し押え等の行為を禁止することとしてあります。また遺族の順位その他手続に関する規定等必要な措置を規定し、さらに細部の必要手続については総理府令にゆだねることとしたのであります。

以上法律案の主要点について御説明申し上げましたが、何とぞ立法の趣意を十分御了解の上、慎重審議すみやかに可決されんことを心から願ひ次第であります。

○久野委員長 次に総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤枝総務長官。

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中皇居造営審議会の項を削り、同和对策審議会の項の次に次のように加える。

公営競技調査会	内閣総理大臣の諮問に依り、競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議すること。
---------	---

附則第四項中「皇居造営審議会は昭和三十五年三月三十一日まで」を削り、「固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで」の下に「公営競技調査会は昭和三十六年九月三十日まで」を加える。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議するため、総理府に公営競技調査会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝政府委員 ただいま議題になりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明いたします。

この法律案は、総理府にその付属機関として新たに、内閣総理大臣の諮問に依りて公営競技に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議するため公営競技調査会を置くこととするものであります。

現在行なわれている公営競技には、競馬法に基づく競馬を初め、それぞれに法律に基づき競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走があります。が、これらの公営競技は、当初より畜産の振興、地方財政の健全化、機械工業の合理化、機械輸出の振興等に寄与するため行なわれているものであり、また一方国民の大衆的娯楽としても現在まで大きな役割を果たして参りましたことは御承知の通りであります。しかしこれらの公営競技が国民の射幸心を刺激し、数々の社会悪の環境となるなど、弊害を生じてきていることもまた否定できない現状であり、これに対する世間の批判も多く聞かれております。

現在の公営競技の根拠となっているそれぞれの法律は、昭和二十三年から二十六年に制定施行されたものであり、すでにいずれも十年前後の年月を経過しており、その目的の一半が達成されましたこと及び近時の世論にもかんがみすれば、今や現行の公営競技制度及びその運営の全般について根本的検討を必要とする時期にあると考えられるのであります。政府におきましてはこの事態に即応し、本調査会を設けて利害関係のない公正な第三者の意見を求め、今後の施策に指針を得たいと考える次第であります。

なお昭和三十四年四月に総理府に付属機関として設置されました皇居造営審議会は、内閣総理大臣の諮問に依りて皇居造営に関する重要事項を調査審議して参りましたが、総理府設置法附則第四項の規定により昭和三十五年三月三十一日をもってその存続期間が終了し、またその調査審議も終了するに至りましたので、ここにあわせて、これに関する規定を削除することいたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○久野委員長 次に防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。西村国務大臣。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「統合幕僚会議(第二十五条第二十八条)」を「統合幕僚会議(第二十五条第二十八条の二)」に改める。

万六千七百十人」に、「二十三万九百三十五人」を「二十三万八千三百五十一人」に改める。

第二十六条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊法第二十二條第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るものの行動についての長官の指揮命令に関すること。

第二十六條に次の一項を加える。

2 統合幕僚会議は、前項に規定する事務を行なうほか、統合幕僚学校を管理する。

第二十八條第五項を第六項とし、同条第四項中「事務局長の外」を「事務局長のほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「統合幕僚会議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局においては、統合幕僚会議の事務及び自衛隊法第二十二條第三項の規定により議長を行なう職務に関する事務をつかさどる。

第二章第二節第三款中第二十八條の次に次の一條を加える。

(統合幕僚学校)

第二十八條の二 統合幕僚會議に、統合幕僚學校を附置する。

2 統合幕僚學校は、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂

行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行なう機関とする。

3 統合幕僚學校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 校長は、校務を掌理する。

5 統合幕僚學校に、校長のほか、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

6 統合幕僚學校は、東京都に置く。

7 統合幕僚學校の内部組織については、総理府令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の定員並びに統合幕僚會議及び統合幕僚會議の事務局の所掌事務を改めるとともに、統合幕僚會議に統合幕僚學校を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「地方隊」の下に「教育航空集群」を加え、「練習艦隊」を「練習艦隊」に改める。

第十五条第四項中「練習艦隊」を「練習艦隊」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 教育航空集群は、教育航空集群司令部及び教育航空集群その他の直轄部隊から成る。

第十五条第二項中「護衛艦隊」を「護衛艦隊、航空集群」に、「及び護衛艦隊以外の部隊」を「護衛艦隊及び航空集群以外の部隊」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛艦隊その他の直轄部隊から成る。

4 航空集群は、航空集群司令部及び航空集群から成る。

第十六条の次に次の二條を加える。

(護衛艦隊司令)

第十六条の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令とする。

2 護衛艦隊司令は、自衛艦隊司令の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。

(航空集群司令)

第十六条の三 航空集群の長は、航空集群司令とする。

2 航空集群司令は、自衛艦隊司令の指揮監督を受け、航空集群の隊務を統括する。

第十七条の二(見出しを含む)中「練習艦隊」を「練習艦隊」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一條を加える。

(教育航空集群司令)

第十七条の二 教育航空集群の長は、教育航空集群司令とする。

2 教育航空集群司令は、長官の指揮監督を受け、教育航空集群の隊務を統括する。

第十八条中「自衛艦隊」の下に「護衛艦隊、航空集群」を、「地方隊」の下に「教育航空集群」を加え、「練習艦隊」を「練習艦隊」に改める。

第二十條第一項中「航空団」の下に「保安管制氣象団」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 保安管制氣象団は、保安管制氣象団司令部及び保安管制群、氣象群その他の直轄部隊から成る。

第二十條の七中「航空団」の下に「保安管制氣象団」を加え、同条を第二十條の八とし、第二十條の六を第二十條の七とし、第二十條の五の次に次の一條を加える。

(保安管制氣象団司令)

第二十條の六 保安管制氣象団の長は、保安管制氣象団司令とする。

2 保安管制氣象団司令は、長官の指揮監督を受け、保安管制氣象団の隊務を統括する。

第二十一條の見出しを「(航空総隊等の名称等)」に改め、同条第一項中「航空団及び管制教育団」を「航空団、保安管制氣象団及び管制教育団(以下「航空総隊等」という。))」に改め、「(航空団司令部)」の下に「(保安管制氣象団司令部)」を加え、同条第二項中「航空総隊、飛行教育集團、航空方面隊、航空団及び管制教育団並びに航空総隊司令部、飛行教育集團司令部、航空司令部、航空方面隊司令部、航空司令部及び管制教育司令部」を増置

し」を「(航空総隊等及び航空総隊司令部等を増置し)」に、「(航空総隊、飛行教育集團、航空方面隊、航空団及び管制教育集團の名称並びに航空総隊司令部、飛行教育集團司令部、航空方面隊司令部、航空司令部及び管制教育司令部の名称及び所在地)」を「(航空総隊等の名称及び所在地)」に改める。

第二十二條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚會議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は、統合幕僚會議の議長が執行する。

第二十四條第一項中「海上自衛隊又は航空自衛隊については」を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 補給統制処

第二十六條に次の一項を加える。

4 政令で定める補給統制処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(補給統制処)

第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める

七

す。これらと相待ちまして私どもはこれを今国会に上程したい、こういう趣旨で政府側としては御審議をお願いした次第であります。

○石橋(政)委員 主として補正予算との関係というふうに聞いたのでございませうけれども、そういうことになりま

す、一番大きな中心点は、定員増ということになるわけです。ところが実際にこの法案がかりに法律として成立したとしても、年度内にこれだけの、八千人を上回る人員を充足することが時間的に可能なのか、これは全然問題にならないと思ふ。それだけではなしに、現在すでに自衛隊においては陸、海、空を通じて大へんな欠員がござい

ます。これは明細を出していただきたいと思ふのですが、私どもの方で知っているものだけでも本年の九月末までに計二万人を上回るところの欠員がある。そこへもってきてさらに八千四百

五人の増加をやってみても、これははいよいよもって定員の充足なんというところは不可能だ。そういうふうになつてくると、どちらの面から押してみたところでも全く形式的な提案ということになるのじゃないかと思ふのですが、この点はどういふふうにお考えになつて

おりますか。

○西村国務大臣 御反論申し上げるようでございますが、私どもはかりにこれが国会で御承認いただけたということになりまして、形式的なこととは考へておりません。むしろ一日もすみやかにこの法案の成立を願つておつたのであります。解散前の国会におきましても、数度にわたり、当委員会に大へんな時間をさいていただいたように、私経過を拜承いたしております。

御審議等を再々願つたように考へております。またこれがかりにこの国会において成立をいたしましたれば、直ちに充員等について努力をし、この法の趣旨に十分沿うように自衛隊の運営上その目的を果たして参りたい、こういう所存でございます。

○石橋(政)委員 事務当局からでつてございませうが、陸海航空隊別になるべく新しい時点においてとらえた欠員の状況をお知らせ願ひたいと思ひます。

○門叶政府委員 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊につきまして、三十五年九月末現在の欠員状況を御説明申し上げます。

陸上自衛隊は一万八千六百四十四人、海上自衛隊は千四百名、航空自衛隊は千四百名でございます。

○石橋(政)委員 先ほど私申し上げた通り、陸海航空合計で二万二千七百七十四名ということになると思ふ。これにさらに八千四百五人というものが増加するわけでございますが、これだけの欠員を充足することがどういふふうにしてできるわけですか。

○門叶政府委員 先ほど大臣からも御説明がありました通り、今回の定員増は八千四百五十五名でありまして、大体陸上自衛隊は千五百名、その他の六千余名というものは海、空に充当いたしましたと考えております。海、空の自衛隊の欠員状況はただいま申し上げました通り、全体的にその大きい数字を数えておりません。のみならず航空機が

でき、あるいは艦船ができるに従ひまして、これに要する乗員を早急に養成しなければならぬという実情から御要求いたしておるわけでございます。

なおまた陸の千五百名につきまして、主として施設部隊、全部を施設部隊に充当したい。五つの作業隊、一個大隊の施設大隊及び建設大隊、これに充てたいと考えておる次第であります。

○石橋(政)委員 まあいろいろ御説明はしますけれども、実際に時間的にも技術的にも、特に陸上自衛隊の場合はこれを充足することは不可能といつていいのじゃないかと思ふのです。

まず第一にこれだけたくさん欠員が出ておるといふ一番大きな理由は一体何か、これをお聞きしたい。もう一つは第一次防衛三カ年計画において、一つ大きな柱となつておる陸上自衛隊十八万という線が、約二万人近くも欠員状況になつておるわけでございますが、こういう状態で支障を来さないものかどうか。相当の根拠に基づいて十八万という数字をはじいておられたと思ふのですが、実際には十五万程度しかそろえられなかったという点から、大きな支障を来したとおるのじゃないかと思ふのですが、この点どういふふうにお考えになつておられますか。

○門叶政府委員 最近の募集状況については私からことさら申し上げるまでもなく、すでに御承知と思ひますが、経済情勢の好転に伴ひまして、民間産業界における雇用の伸長がめざましく、特に学校の新規卒業生と若年層の就職状況がきわめて好調であるというよりなことが、主たる理由をなしておるものと考えております。これらに對しましては、われわれは募集の面において、なお相当研究をする余地がある。たとえば地方連絡部における活動

の面におきまして、また受験から入隊までの期間を短縮するというような面におきまして、なお相当工夫を加える余地があると考えております。先ほど九月末現在の欠員の状況を申し上げましたが、年度のおしまひである三月には、この欠員の状況は相当大きく改善し得る見通しを持つて、目下のところ募集業務に進んでおるわけでございます。

○石橋(政)委員 後段を大臣から一つ……

○西村国務大臣 私どももいたしましては、なるほどこれには国防会議等で基本的目標十八万、定員においてた

だいま十七万、それに対して今回八千四百五人というものを増員してあります。今回の増員は、中心がどちらかと

いふと、数におきましては海、空にあるわけでございます。海、空になり

ますから、私どもはこれは当然法案が成立いたしますれば、十分応募者の状況から見まして、かなり積極的に充足は進め得ると考へております。また同時に充足することによつて、艦艇あるいは航空機の整備、あるいは管制保安、こういった方面に対しても、国土防

衛上能力の非常に上がるものだと考へております。陸上に関してはただいま御指摘のように、一万八千名の欠員はございませう。しかしただいま官房長から御答弁いたしましたように、季節的な一時的の一つの現象も加わつておると思ふのであります。従つて防衛庁を

あけてよい質の者を選ぶ。ただいま応募者がこれに対して少ないという、もちろん比例的には少ないのであります

が、やはり防衛庁としましては、自衛官の質を下げてまでという考へ方はない

のでありますから、そこにある程度の欠員は起つております。それからさらに季節的に申し上げますのは、やはり多少常時浮動があります。退職者も起つて参りますから、ある程度の欠員というものは従来の例を考へていただいてもあるわけでございます。それからこの法案については、特にわれわれが業務計画に上りやうかに行いたいたために、陸上自衛官について千何名ですか、出して参ります趣旨は、中心が建設大隊あるいは作業隊、こういう方面にあるのであります。これは非常に民生安定にも寄与する、建設を中心にした、災害時あるいは平常時に、自衛力を、訓練を通じて民生安定に寄与する、こういう面からも、これらはやはり充足率もよろしいし、技術面でもあつて、特に充足率はよろしいと思ひ考へております。こういう趣旨からこれを出しておるわけでありませう。

○石橋(政)委員 私が伺ひしておるのは、現在の自衛隊の増強計画の根本をなす考へ方というものが海、空、特に空については依然としてほとんど全面的にアメリカに依存する。海については対潜等一部の作戦について日本が肩がわりできるような形に進めていく。陸については全面的に日本の自衛隊が肩がわりしていき、こういう考へ方です。そういう中から陸上自衛隊十八万という数字が出てきたと思ふのですが、定員においてもすでに一万欠けておるし、現員においては三万近く差がここに出てきておる。目標からいって……そういう段階において、目標に遠く及ばないという形が現実に出てきておるのですが、そういう点で何ら

支障はないのでございませうかとお聞きしてはいるわけですが。

○西村国務大臣 私どももいたしましては、目標、また現在定員というものがございまして、これに対しては十七万というものを持っておる。現在の法律上の定員であります。それに対する財政を勘案した充足率というものは、もちろん御承知の通りあるわけでありまして、定員満足の計算で足りない分も多少あるかと思ひます。しかしそれに對して充足をするということは、やはりわれわれが十八万を持っておれば国土防衛、その他自衛隊がある目的の達成に非常に力強いものを持つわけでありませうが、しかし国力といひますか、そういうものも勘案いたしまして、十七万の定員なりそれに対する充足率なりの問題が起つて参ります。その範囲内におきましては、私どもは防衛上現在の段階においてのちやうど必要限度、こういふふうに考へてやつておるわけでありませう。それに對して私どもは、現在の季節的やその他の諸般の状況がありませうけれども、それを乗り越えて、それに當てはまるように今後も努力し、やつて参りたい、こういう趣旨なのであります。

○石橋(政)委員 どうも防衛計画というものにあまり權威がないような印象を受けます。そこでこういつた問題は、いづれ通常国会に入つて詳細に御質疑もいたしたいと思ひるのでございませうが、さしあたって次の五カ年計画という問題が出てくるわけなのです。特に第一次三カ年計画は本年度で終わるわけでございます。来年度から第二次計画に移つていく。さきに前赤城防衛庁官長の発表によると、これは五カ年

計画にするのだというふうなことが言われて参りました。ところが現実すでに予算編成期を前にしておるわけでございますけれども、来年度の予算編成というものと關係のない計画があつたらでせうか、これまた案にナンセンスだと思ひるのでございませうが、一次の第二次長期防衛計画というものを實際に確定する意図があるのかどうか。あるとするならば、いつごろそれが国防會議にかけられて確定を見ることになるのか。予算編成期との關係において明確に一つお答えを願つておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 お説の通りたしか三十三年から三十五年までの第一次の防衛計画は今年度をもつて一応終了し、次期防衛力の整備計画と申しますか、計画は前々長官の赤城長官時代からそういう声はありました。従つてたゞいま部内において私どもはこれを検討中と申します。そしてこれを予算とどの程度に扱つていくかということも、ただいま部内において検討中と申します。

○石橋(政)委員 予算との關係も検討中といふことは、来年度予算の編成に間に合はなくてもやむを得ないということも考へておるのだということですか。

○西村国務大臣 間に合ふ場合もありませう、間に合ふ場合もありませう。

○石橋(政)委員 そこでまた長期計画といふものが非常に權威のない状態を暴露してゐると思ひます。すでに第二次計画の初年度に當たる来年度予算の編成と關係がなく、長期計画ができる場合もあり得る、そんな計画を一体何のために作るのかと私は考へます。

もう一つ条件があると思ひます。それは現在非常に大きな問題になつておられますアメリカにおけるドル防衛、これに関連して当然日本に對する供与、援助といふものも大きく削減されるだらうといわれておられます。特に無償供与といふものはほとんど望めなくなるのじゃないかと思ひます。ですから、そういうものの状態を十分に把握できない現段階に於ては、はたして長期計画といふものを作つてみたところで、權威のあるものができるかどうか、この点も私ども大いに疑問を持つわけでございますが、いかがですか。

特に赤城さんの談話によりますと、第二次計画といふものは量の増強にあらずして、質の増強だといふようなことを言つておられるわけですが、その裏にはアメリカに非常におんぶした考え方といふものがあつたように伺つておりますが、そういうふうな関連の上で立つて、現段階ではたして第二次長期防衛計画を作つて、權威のあるものができるかと大臣は考へになつておられるかどうか。

○西村国務大臣 權威という言葉のとおり方でありませうが、私どもはただいまお答えをいたしましたように、間に合ふ場合もあるし間に合ふ場合もあるといふことは、必ずしも数字的にぴつちきりきめて、第二次防衛計画を予算編成前に国防會議を開いてきめなければならない場合でも、防衛庁長官としてはその大きな方向、柱、骨子といふものと、来年度予算要求とは必然的に関連させて参りたいと思ひます。

なおお説がありましたように、今後多少ともドル防衛から来るところのMSA等、特にMAPに關係します部分についてはある程度の影響はもちろ

分についてはある程度の影響はもちろんあると思ひます。これはできるだけ向こうの当局と折衝して、その変化の状況はよく固めて参りたい。ただしその場合でも、私どもは他の委員会等でも御説明申し上げましたように、MAPの変化、特に無償の供与といふような部分は、防衛庁といたしましてはもうある程度従来繰り込んでおりますから、その点では非常に大きな変化を受けるというふうには判定いたしておらないのであります。

○石橋(政)委員 肝心のアメリカは政権の交代もありまして、先の見通しはほとんど不可能なんですよ。そういう時点で長期計画といふものが成り立つかどうかといふ疑問を私どもは持つてゐるということですよ。

もう一つは赤城さんの発表された第二次長期計画などといふものは、たしか六カ年計画であつたと思ひます。ですが、これは最近五カ年計画といふふうに言い直されてゐるような感じを受けます。おののけですけれども、實際防衛庁で今作つておられるのは、六カ年にわたつての計画を作つておられるわけですか。それとも五カ年に修正されたわけですか。

○西村国務大臣 その間の経緯は、私新任でありまして十分には存じておりませうが、一応私が承知しておるものは、赤城長官時代のは三十五年を始期にしておる。私どもは三十六年を始期にしておる。その意味で五カ年計画、こういふふうに御了承をいただきませう。

○石橋(政)委員 先ほど申し上げたように詳しい質問は通常国会に入つて本格的にやりたいと思ひますのですけれども、最近の新聞報道によりますと、大臣就任されていろいろ張り切つて談話を発表されておられるような印象を受けております。たとえばその一つが国防省に昇格させるのだといふようなことを言つておられるようにございませうが、そういう意図で今考へておられるわけですか。

○西村国務大臣 新聞に出ておるところは、新聞紙のそれぞれのお氣持によりまして、私の発言をいろいろな角度々々からおとりにする。従つて多少のニヒアンスはありますが、ただ私が防衛庁長官を承りました氣持としては、やはり一つの隊組織なり、国土防衛といふ一つの重責をいただいたておる部隊組織が私の部下にあるわけでありませう。従つて私はやはりこれに對して國民の要望にこたへるような士氣の高揚に努めたい、こういう観点から私どもの意見が出て参る場合もあると思ひます。国防省といふよりな言葉につきましては、これは単にそれのみではありませうが、国防省といふものの考へ方は世論におきまして――世論の全部とは考へておりませうが、あるいは国会の内部におかれましても、それぞれのお立場において行政機構改革の一環として、またあれだけの人員や予算を擁しておるものについて、こゝろいふようなことをしたらどうかといふ御意見も相当流れております。御発言もありませう。従つてわれわれはこれらをいろいろな角度から検討といふか、研究といふか、そういうことを部内において、また防衛庁長官においてやることは、當然の職責と考へておる次第であります。

○石橋(政)委員 当然になつておるのかどうか、大臣が就任されて栄誉礼を受けて張り切る気持はわかりますけれども、実際に今の自衛隊、防衛庁というものは、憲法上まだ認知されているものではないわけなのだ。それにもかかわらず今言つたような国防省に昇格させたいというよりなことをおっしゃる。これも私は率直に言つてちよつと軽率じゃないかという感じを受けました。またちよつとこまかいように思つておられるかもしれないけれども、特車というものを戦車とはつきり出した方がいじやないか、そういうようなことを言つておられるようでござい

ますが、張り切つた気持はわかりますけれども、そういうふうに結局は明らかに憲法上もはつきりしているのだという確信を持つて、嫡子として大手を振つて歩こうというお気持なのですか。

○西村国務大臣 私はただいまの自衛隊は憲法上認知されていないという考えは持つておりません。やはり憲法の条章のワク内において国会が正式に認め下さつた、政府の一つの行政機関であるというかたい信念を持つております。従つてその範囲内において用語等についていろいろわかりやすい用語を使うことは、また当然そういうふうな方向で研究いたすことは、防衛庁長官としての当然の職責と考えております。

○石橋(政)委員 大臣はそう思つておられるかもしれませんが、国民は全般的にそういうふうな認識はまだ持つておられないわけです。そういうふうな点と関係してくるわけでござい

ますが、きょうは私は一つ具体的な例をあげてお尋ねをしておきたいと思うところがあるわけです。

それは北海道の千歳において起きた事件でございませう。すでに一部新聞にも報道されておるようでございませうが、あらましを申し上げますと、千歳の中学校において、これは例年の行事だそうでございませうけれども、子供の生活発表大会というのがあるのだそうです。これには学級から一名ずつ代表者が参加して、日常感じてゐることを発表し合ひ、そして審査の先生たちによつて順位がきめられる。その入選した論文は例年千歳毎日という新聞に載せることになつてゐるそうですが、今回五位に入りました中学一年生の二本木君という生徒が平和について一つの発表をしてゐるわけです。ところがこれをとらえて自衛隊の千歳駐屯地司令が反論しておる。まことに私はおかしいと思ふのです。なぜ一体自衛隊の駐屯地司令なる者が反論をしなくちゃならないのか、私は全くわからな

い。子供のけんかに親が出るという言葉がございませうけれども、これは子供とけんかをしてゐる。まあその程度の知能なのかもしれないけれども、全くおとなげないと思ふのです。

私、最初にこの二本木君が発表会で述べたおの意見なるものをちよつと読んでみます。一体なぜ自衛隊の司令なる者がこのこ出てきて反論をしなくちゃならない理由があるのか、大臣その気がわかるなら教えていただきたいのです。どこが自衛隊にとつて悪いのか、ちよつと読んでみます。

みなさん、ぼくはみなさんに真剣に聞いてもらいたいです。今世界は自由主義国家と共産主義国家がた

がいにくしみあつてゐます。そして原子爆弾や水素爆弾をどんどん作り、軍隊や武器をふやしてゐるようです。これは明らかに戦争をまねく結果になるでしょう。そして自分たちの平和を自らの手でこわしてしまふことになるのです。

しかしみなさん、これはおとなどおしの考えであり、大人どおしのにくみあいです。決して少年少女のねがいではありません。

日本の子どももアメリカの子どももソ連の子どもも、いや全世界の子どもも平和な生活をのぞんでゐます。各国の少年少女はこうした大人のにくみあい、あらそいを悲しんでゐます。

しかしぼくたち少年少女がどんなに平和をねがっているかもしらず、大人たちのあらそい、にくみあいはまだだつづくでしょう。一体ぼくたちはどうすればよいのでしょうか。わかりません。

でも考えねばならないのです。そしてぼくたちの小さい力でもかまいません。これがかつた世界の平和を作りあげるのです。それにはぼくたちがしつかりとした意見とやさしい心を持つことです。そしてまじめによく考え、進んで正しいことを実行し、仲よく助けあつていくのです。

みなさん、ホームルームを考えてください。みんなが熱心に話しあい、熱心に考え、正しく仲よくくらしてゐるでしょう。授業時間を考へてください。りっぱな頭をもつた人間になるために、みんなが熱心に

助けあつて勉強してゐるでしょう。

みなさん、ぼくたちがしつかりした人間にならなければ、明日の平和は約束されません。平和はぼくたちが守るのです。ぼくたちの力で守るのです。

みなさん、しつかりやろうではありませぬか。

こういう意見なんですね。こういうものをとらえて長々と――あとで読んでみますけれども、駐屯地司令なる者がプリントにして反論してゐる。そしてこの子供の気持というものを踏みにじる。非常に大きな反響を及ぼしてゐる。一体私どもにはその理由がわからない。今言つた意見の中にわざわざ駐屯地司令なる者が出てこなくちゃならない事項がどこにあるのか。大臣にはそのお気持がわかるというならば、私どもに説明していただきたいのです。全くおとなげないと思ふのです。純真な子供の心を傷つけるだけに終わつてゐるのじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○西村国務大臣 御存じの通り自衛隊員の職務の本旨として、「隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、云々、」身をもつて職務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえる」という職務の条項があるわけです。私どもは自衛隊員がやはり国防に対する基本的な観念をきつちり持つて、また必要に応じ限度に応じ

て、国民の各階層に理解を求めるといふ態度は当然であり、かつまたあつてしかるべきだと考えます。ただ、ただいまの具体的な事件の詳細は長官として存じておりませんが、お説のようでありませうれば、子供の一つの作文に對

して、成年男子であり、しかも自衛官である者が直接何かやつたことがあれば、それはヒューマニティというか、人間性の面において、われわれとして少し検討し、あるいは反省すべき余地があるのではないかと、いふふうに私は考えております。

○石橋(政)委員 大臣もこういうやり方にはあまり共感されないようでございませうから、ちよつとだと思ひます。しかし今後のこともありますが、もう少しこれは明らかにしてみたいのですが、実はこういう意見発表が校内で行なわれたのを見て、塚本という駐屯地司令が、このプリントですが、これを刷つて主として自衛隊の子弟を対象としたとは言つておられますけれども、各家庭にずつと入れてゐるわけですね。ところがこの反論の方がまことにもつて政治的な発言をしてゐるのです。それから私たちに言わせれば独断に満ち満ちてゐるのです。しかもそこには先入観が入つてゐるのです。子供が平和についてこんな真剣に考えてゐるというより、いかにすなおにとらな

い。先生がやらせてゐるのだ、こういう先入観に基づいて措置をとつてゐるようです。そうだとするならばなおさらのこと、最初に学校の先生に會つて、そして事情をよく聞きなり何なりすればいいけれども、先生の方が問題にして司令に意見を申し込んで、その結果、どうもその点は自分たちに間違つた先入観があつたようだ、子供に書かせたといふことを言つてゐるようです。どだいこういう措置をとる前にそういう先入観を持つておつたところに問題があるのです。あとでまたほかの事件もあ

りますけれども、どうも千歳では問題が多過ぎる、政治的な動きが多過ぎるのです。十分に注意していただかなければならぬと私は思ふ。

そこでこの反論でございますけれども、いろいろなことを言っております。これは全部読んでおつたら時間がございせんから、ちよつと申し上げますと、

アルジェリヤ、スエズ、ラオス、南米等の紛争は決して単なる共産主義と自由主義国の争いではありません。民族の独立や後進民族の特別の事情等が原因です。或学者が歴史が始まつて以来の戦争の原因を研究して見たら、その原因の数は数億件に達したと云ふことです。戦争の原因をそんなに簡単なものと考へてはいけません。

こういうような文章が一つ出てきております。最初に読んだアルジェリア、スエズ、ラオス、南米、こういうものの紛争が、単なる共産主義と自由主義国家の争いではないといふのもまた一つの見方でしょう。しかしその両者の対立がまた現在発展しつつあるものもある。こういうものについても見解は当然違つてくるのじゃないかと私は思ふ。また学者の説だといつて、戦争の原因には数億件あるなんて、これは独断ですよ。簡単なものと考へてはいけません。数億件あるというなら、私は数億件もお伺いしようと思ひますが、五十件でもいいですけれども、どんな原因があるのか教えてもらいたいくらいだ。これは防衛庁からでもいいですよ。この駐屯地司令なる者は数億件あると言つてゐる。私はそんなにたくさん要求しませんが、五十でも

いいです。あけてごらんになるならあげていただきたい。子供に対してこんなにめっちゃめっちゃなことを言つてゐる。しかも学者の説だなんて権威がましいことを言つてゐる。

まだあります。世界各國は今水素爆弾や原子爆弾をそんなにどんどん作つてはいません。これも独断ですよ。いかなる根拠に基づいてそんな独断を述べているのですか。これも防衛庁の方で、この司令がやつたのだとおつしやるなら、根拠を示して下さい。

それから軍縮のことについても、軍隊は世界的に見ますとふやしてはいません。アメリカも、ソ連も、その他の國々にも出来るだけ小さく縮小しようと努力してゐます。それではここに書いてあるだけでもいいです。アメリカもソ連も小さく縮小しようと努力してゐるといふならば、ソ連の場合はわかりませんが、アメリカはどういう形で縮小してゐるか、これも説明していただきたいところです。

それから一番問題なのは、日本の自衛力は、まだまだ少いので、当分の間信頼出来る國民が思つてゐるアメリカと手を結んで力を合はせ、平和をたもとうと考へてゐます。それが安全保障条約というものですよ。

のかどうか。こういう政治的発言が許されるのか。この点についても私は見解を聞きたいところです。

それから最もけしからぬと思うのは、おだやかな話しあいであることを決してないで、法律を無視した暴力的行動を平気でしたり、平和平和と毎日さけんでゐるだけで、自分の自衛力の充実をおこたつてゐると却つてあぶないのです。

これは私たちのことを言わんとするものでしょうが、こういうことを子供にまともに向かつてやることを容認されるのですか、これもお伺ひしたい。容認されるならわれわれの立場から有力な反論もあるのです。それでは私たちが意見をどんどん書いて自衛隊に持つていきますから、それを入れていただけてますか。私たちが行つて講演してゐるのを許してくれませんか。あるいは自衛隊の子弟でもよろしい、私たちの側の子弟でもよろしい、どんなふうな反論をやることを内閣として大臣はお認めになりますか。私はこういうことは明らかに法で禁止されている政治的な行為にも入ると思ふ。御承知の通り自衛隊法六十一條、あるいは施行令の八十六條ですか、こういうもので政治的行為の制限をされておられます。施行令の方が明らかですから、そちらの方を引用してみたいと思ふのですが、第八十六條五号、「政治的方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること」、これは禁ぜられてゐる行為ですよ。今私が申し上げたようなことはこれに入りませんか。それから八十七條第一号、「政治的目的のために官職、職権その

他公私の影響力を利用すること。十七号にも書いてありますが、「なんらの名義又は形式をもつてする」と問はず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。」とありますが、こういう一連の法律によつて規制されてゐる政治的行為といふふうにも判断できると思ふのですが、この点についてはどういふふうにお考えになりますか。

以上各質問についてお答えを願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 もちろん具体的な政治的な活動、政治行為は政令等である程度規制されておられます。これは自衛隊の目的あるいは職責から考へて制限されております。しかし塚本団長のやつた行為は、子供に対しての、小さな人に対しての反論といふ点については私は御批判が残ると思ひますが、その意見の内容等につきましては、国際情勢や世界平和の維持に関する見解を披瀝したものであるから、この関係規定云々といふことは私も是がたらないといふふうに考へております。

○石橋(政)委員 それでは先ほど申し上げたような安保条約について、國民の中にも有力な反対意見がある、こういうものを無視して、一方的な政治的な発言をすることもかまわないと大臣はおっしゃるのか。それからわれわれの側をとらえて、自衛隊の司令なる者が、こゝろ「おだやかな話しあいであることを決しないで」云々といふような独断を下して誹謗することが許されるのかどうか、この点を伺ひたい。

○西村国務大臣 自衛隊員は国土防衛、そのためには安保体制の趣旨に従つての自衛隊の目的を果たしていくといふ考へ方のもとに、今日の自衛隊

は動いておるのであります。その範囲内において、私も今までの世界平和のために、世界平和維持に対する見解を披瀝することは許された行為であると思ふのであります。自衛隊員であるがゆゑに、その言論の自由あるいは思想の自由を非常に極度に圧迫するといふようなこと自体は、また逆に考へれば自衛隊法の趣旨ではないと思ひます。

○石橋(政)委員 それでは今申し上げたような自衛隊法施行令で規制されておるこの第八十六條の五号にいう「政治的方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。」といふのはどういふことを意味するのですか。どういふことはいけないのですか。

○西村国務大臣 法令の解釈につきましては、関係の政府委員からさらにお答えいたします。

○門叶政府委員 御指摘のありました自衛隊法施行令第八十六條に掲げてある他の政治団体や特定の政党の政治的、特定の内閣を支持し、または反対する、非常に制限せられた意味の政治的目的といふものを掲げてございませう。おあげになりました第五号、政治的方向に影響を与える意図で特定の政策を主張したかどうかといふ点が、政治的目的を持つて活動したかどうかといふことにかかろうかと思ひます。そして本件の場合におきましては、先ほど大臣からお話がありました通り、団長個人が考へております世界情勢の分析とか軍事情勢の分析を自分の考へに基づいて述べておるのであります。これはいわゆる「政治的方向に

まわれないとおつしやるかもしれないが、とんでもないことですよ。特に最近私たち政治家が一番考えなければならぬことは、軍の横暴というものは絶対に防がなければいけない、政治的な優先の原則というものはあくまでも生かしていかなければならない、これは私たち野党を通じて十分に考えなければいけない点です。今都合がよいからと言ってこんなものを容認しておつたら、頭にきて何をし出すかわか

○石橋(政)委員　それは池田内閣の考え方と違いますよ。私どもは国民の承認を得てから、条約の承認は取りつけなさいと言ってきたのです。ところが既成の事実として調印もし、批准も終えて、そうしてあとで追認という形である、こう言ってきたのじゃありませんか。その国民の承認を得るか得ないか、そのための解散だと言っているのです。池田内閣は……。解散の一つです。

る、そんなことが許されておりましたよ
うか。個人としてそういう考えを持
つことはいいかもしれませんが。しかし
司令という肩書きで文書として家庭に
配るということが許されておるとお考
えになりますか。非常に重要な問題で
すから、私は慎重に考えていただきた
いと思います。即断できないければ時間
を与えてもいいです。私は非常に大
切な問題だと思えますから、もつと真

もこれは先ほど申し上げたように、二本木君の作文を読んでみて、どこにおとなが乗り出さなくちゃならない点がありますか。自衛隊が問題にしなくちゃならない点がありますか。だから二つの見方があるのです。私が言っているように、むきになって子供とけんかしたこの格好もおかしな話です。自衛隊の司令なんてその程度の知能かもしれませんが、それがまずおかしいと同時に、私どもの常識では子供

えしておるのではなく、防衛庁長官の責任においてお答えしておるのであります。安保等に対して一つの所見というものを自衛隊員が持つことは、自衛隊法の違反ではないと私は考えるのであります。御存じの通り安保というものは、先般の安保によって初めて構想が出たものではありません。昭和二十六年のサンフランシスコ条約のときから、すでに安保体制というものが政治の事実として、国策として遂行されて

おる。その上に乗って一つの自衛隊の協力部門もあるわけでありませう。そういう面から考えまして、私はそれ自体を書いているというよりは、別に自衛隊法にどうという点はないと思ひます。ただやり方において、少年を相手にして云々という点については、先ほど申し上げましたような点において、私は批判の余地が残るではないか、こういう考え方であります。

○石橋(政)委員 私が言ったのはそうじゃないのです。この子供の、二本木君が言っておることに對して、何も乗り出さなければならぬような内容は少しもないのに乗り出してきて、こんなことをいろいろつべこべと云うこと自体おかしい。もう一つは、実は何も反論しなくてはならないようなものがないにもかかわらず乗り出してきて、この文書を配ったのが十月の三十日、いいですか、そうしますと解散、総選挙の直前、今度の解散、総選挙において、社会党と自民党とが争つておる一番大きな争点はこの安保なんです。油田内閣も言つておる通りに安保なんです。安保条約というものを賛成か反対か、これを国民に問うというのが今度の解散、総選挙の一番大きな命題であつたわけなんです。自民党の側の意見はわかりませう。私たちの側の意見もおわかりの通り、その一方の意見を正しいものと判定を下し、しかもこれに反対したものを誹謗して、自分の主張だけが正しいと思ひ込んでおるなんというでたらめなことを言つておる。そういうことを相手に言ふなら自分だってそれですよ。妥当なりという考え方のものだって、有力な反対意見があるのだから……。そういうように明らかに総

選挙で争われている問題をとらえて、意見をプリントして、何百枚というビラを配るといふ行為、明らかに子供が読んでわからないような文書を配つていふ以上、おとなにも読ませよう、逆にいえばおとなにも読ませようと思つたかもしれない。そういう行為をやるのが政治的行為に入らないのですか。そんなことが入らないなんといえ、それこそこれからあらゆる点にわたつて自衛隊は乗り出して参りますよ。あなたたちは、今与党に有利だからいいくらいに、軽い考えでいられるかもしれないが、そういうものを繰り返しておつたら大へんなことになりませう。単に法律を犯すだけではない……。私は考えを持つことを言つておるのではない。その考えを一本にプリントとして配つておることを言つておる。そういうことを大臣がこでいふなんと言つたら大へんな問題になる。法律上も疑義があるし、それから政治優先の原則にも大きな影響を与えてくるんじゃないか。単に子供をどうしたこうしたというような小さな面だけで問題をとらえようとなさらないで、私が言つていふような大きな面をとらえて、もう少し慎重に部内でも御検討あつてしかるべきじゃないか、こう申し上げておるのですが、いかがでしうか。

○西村国務大臣 私は前回申し上げた通りの意見でございます。
○石橋(政)委員 もう一回言つて下さい、大切な問題ですから。
○西村国務大臣 安保自体に対する意見が、所見が——子供に対する、少年に對する事柄自体については、先ほど申し上げた通りで御理解願つたと思ふ

のでございますが、安保等を云々したという点については、安保体制というものが、すでにこれは自衛隊自体が、その目的の中でもつておのずから任務の一部に遂行されていく部分もある。そういう意味から安保体制というものに對して、世界の情勢下において、こういうものについて意見を述べ、多少それが流れていくことについては、私は自衛隊法から見ても差しつかえないと考へます。

○石橋(政)委員 それでは選挙のときに、その選挙で争われておる争点について、一方の側を利用するような意見をプリントして、自衛隊員が一般に配つても、どのようにワクを、何百枚、何千枚にしよう、というふうなことをやつても、法律違反にはならない、こういうお考えですか。

○西村国務大臣 今回の選挙だけにいかにも因縁があるように御主張になさいますが、私も時たまたまさういふ一つの事例があるにすぎないのでありまして、毎回の選挙におきましても、安保体制その他国防のあり方については、政党でいへば与野党間に激しい意見の食い違いがあるのは事実でございます。従つてこれらについて一つの国策としてきまつた基盤の上に、しかも法律にのつとつて一つの隊活動というものができておる上において、その範囲内において、自衛隊あるいは自衛隊員の個人が意見を發表し、あるいはこれを表わすといふことについては、私は差しつかえないという考えでございます。

○石橋(政)委員 それではその油田内閣が今度の総選挙において、新安保を賛成か反対かといふことを国民に問うのだと言つたのは何ですか。
○西村国務大臣 これは自民党としてあるいは当然そういう主張はありまして、さういふことは単に油田内閣のみではありません。いかなる内閣におきましても、それらの外交政策、国防政策といふものが一つの選挙の論議になつておることは、あなた方も御存じの通りと私は考へております。

○石橋(政)委員 私が聞いておる通りお答え願ひたい。今度の総選挙の一番大きな意義、それは新安保条約はどうかといふことを国民に問うのだと油田内閣は言つてきたと思ふのですが、そういうものを取り立てて国民に問う意図はなかつたとお考へなかつたかとおるのです。

○西村国務大臣 もちろん油田内閣は、それも一つの問題であります、と同時に経済成長等についても意見を大いに政策上出しておる。これも御存じの通りであります。

○石橋(政)委員 後段は要らぬことですよ。私が聞いておるのは、それではあなたはお認めになつた。今度の総選挙で国民に新安保条約はどうかといふことを問うとおつしやつた。油田内閣は、安保は是非かといふことを総選挙の争点にしているのですよ。反対というものもある。賛成というものもある。これを国民に問うじやないかと。これを示したといふことをお認めになつた、特定の政策です。そうするとそれを、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、またはこれに反対することは、明らかに違反じやありませんか。問題は、政治の方向に影響を与える意図があつたか

かつたかといふことなら私はわかりませう。しかしそれはあなたの方から調べなければわからぬでしょう。しかし意図があつたといふことは、明らかに法律違反じやありませんか、いかがですか。
○西村国務大臣 この文書の内容は、詳細に私は読んでおりませんが、しかしお説によりますれば、安保体制に對しての一つの所見を出したという点だと思ひます。しかし安保体制は、単に今回の選挙において論ぜられたものでなしに、また御存じの通り旧安保に對して長い間国策の一つの基盤として実行されて、日米間においても条約がずっと存在しておつた問題であります。その点において私はもつとあなたよりは——単なる今回の選挙のためにこの文書が使われたといふふうには私は解釈してないのではありません。それ以上に、国際情勢下における自衛力のあり方というか、平和のあり方等についての所見と考へておるのであります。

○石橋(政)委員 それでは旧安保条約のときに、日本に自衛力はありましたが、
○西村国務大臣 警察予備隊でございしましたが、もちろん自衛力というものはあつたわけでございます。
○石橋(政)委員 条約に何と書いてありますか。あつたと書いてありますか。
○西村国務大臣 ちょっと御質問をもう一ぺん聞かせて下さい。
○石橋(政)委員 旧安保条約に、その当時自衛隊には自衛力はありましたがと言つたら、あなたはあつたといふけれども、条約に自衛力があると書いてありますか。

入りしてゐるようです。これなどはもう事実であれば文句なしに自衛隊法に違反すると私は思う。このリコールなどに協力すればなおさらです。現にそういう反対する人に、そういうことをしたためになりませんよといったような動きをしたことすら、私は問題があると思うのですが、この点はいかがですか。

○西村国務大臣 千歳におきます協会の活動といふ事は、結成、これに市会との紛争、また私は具体的にその内容については聞いておりませんが、防衛庁としては、隊員が政治に関与するといふことについては、もちろん厳重に注意すると同時に、協力会は部外友好団体であるといふように私は解釈しておりますから、自衛隊としてはこれに関与はいたしてはいない、こういふように御了承願いたいと思ひます。

○石橋(政)委員 千歳の市内に自衛隊が何人おられますか。
○門叶政府委員 今私的確に承知いたしております。

○石橋(政)委員 概数でいいです。
○門叶政府委員 取り調べてお答えいたします。

○石橋(政)委員 私は約一万と聞いています。この自衛隊の莫大な数を当てにして、市長が、いわゆる市議会の多数の反対派を粉砕するために、リコール運動を起しておるといふ見方を一般の市民はしておるのです。これもゆゆしき問題ですよ。先ほどお話ししたような行動といふ、このリコール問題にもからんで起こつておる疑いといふ、千歳の部隊が不当に政治問題に首を突っ込んでおることは間違いないのです。この点も非常に重要な問題ですから、さらに一つ調査を進めていただきたいと思いますか、ようございませうか、大臣。

○西村国務大臣 私、防衛庁長官としては、まだ詳細の事実については報告を受けておりません。従つてこれは事實は明らかにしなければならぬと、こゝういふように考へております。
○門叶政府委員 ただいまの点につき

まして、私の方で承知しておりますごく簡単な概要を申し上げたいと思ひます。

今お述べになりました通り千歳におきましては、市政を中心にして紛争が起こつておるようでございます。自衛隊としてこの紛争に巻き込まれないように厳に注意指導をいたしておる次第でございます。十二月十一日の日曜日に、隊員の外出時をねらつて、同志会、いわゆる市長派の方が市会解散の署名運動をやるというやうな情報がありましたために、私の方から指令を出しまして、署名運動に積極的に参与するといふことは、これは明らかに自衛隊法に書いてある政治活動と目されるおそれがありますので、こゝういふことは絶対にやつてはいかぬ。さらに隊員の家族に対しましては、市民から批判の対象あるいは批判を受けるというこゝとならないやうに、厳重に注意を発しております。署名運動は取りやめになつたといふやうに報告を得ておるわけでございます。

○石橋(政)委員 そこんなんです、問題は。市長は自衛隊票というものを当てにして、反対する議會を解散させ、これをリコールさせよう、こゝう来たのです。ところがその後、法律的に自衛隊の隊員が署名運動に應ぜられないことがわかつてきて、これはもう勝つ見込みがないといふので、やめておるのです。そこに自衛隊の幹部とこの市長との間に何らかの話し合いがあったのじゃないかといふ疑問も、市民には持たれておる。あるいは市長が一方的に、非常に自衛隊が好意を寄せてくれるから、これを頼みにしてやつてみた。法律的なところまで調べておらな

かつた。それがあとでわかつたからやめたかもしれない。とにかく何らかの深い因縁があることは事実なんです。非常に不明朗です、この千歳地区の自衛隊の幹部のあり方は、こゝういふものは徹底的にこの際正していただかなければならぬと思ひますから、強く要望しておきます。

ちよつと話がかわりますけれども、防衛庁の外局としての調達庁、これがもう年々職員が首を切られて縮小されていつて非常に不安におののいていゝ。何とかしなければならぬのではないかと、これを毎国会お尋ねするのでございますが、そのたびに大臣は検討中々々々と言つておるのですけれども、今のまま調達庁の仕事が減るにまかせて、職員もぼつぼつと首を切つていつて、一体先はどうなるのか。こゝのこゝろを明確にどうするといふやうな対策をお持ちなのですか。いろいろ腹案としては流れておるわけですが、たとえば一部を防衛庁の建本と一緒にしたらどうかとか、そゝういふ腹案はあるやうですけれども、とにかく将来にわたつて調達庁の職員が安心して仕事ができるやうな方向をこゝで打ち出してやるべきじゃないかと思ふのです。が、この点についての大臣のお考えをお聞きして私の質問を終わりたいと思ひます。

○西村国務大臣 調達業務は相手があつて、特に対米関係においては変化といふものが起きてきます。従つてそこに情勢の変化によつて現実の業務をやつていくといふことは、確かに不安定な部分があるのでありますが、私はまだ着任早々でありますから、そゝういふやうな状況は一応見ております。と

同時に、部内においてそれに対処すべき対策といふか、機構といふか、そゝういふものについて検討いたして、私としてはしましてもできる限りの努力をいたして、これが方向づけと申しますか、安定化と申しますか、具体的に機構等の問題をやはり取り上げて参りたい、こゝういふ考えでございます。

○石橋(政)委員 すいぶん歴代長官の検討中というお答えを私は得ておりますので、一つの通常の国会には具体的な案が聞きできるやうに、研究を進めていただきたいといふことを申し上げて、本日の質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 質疑を継続いたします。申し出がありますので、これを許します。久保田豊君。

○久保田(豊)委員 最近政府の方として、第二次防衛五カ年計画といひますが、これを立てようとするやうな動きがあるやうであります。それと連関しまして、世界情勢といふか、特にアメリカのいろいろな関係が相当変わつてきておるので、その基本について二、三お尋ねをしたいと思ふわけでありませう。そこでまず第一に防衛庁の長官にお聞きしますが、新聞で見ますと、今の第二次五カ年計画、つまり赤城構想、これを防衛庁としてはある程度変えてやるか、変えないでそのまゝやうていくかといふ点が今問題になつておるやうです。この点について長官はどういうふうにお考えになつておるのか、基本を一つお示しいただきたい。

○西村国務大臣 先ほどちよつとこの問題に触れましたが、私といたしましては、もちろん来年度予算編成を控へております。従つて来年度予算と自

衛隊の将来の防衛力、これには財政力が裏づけになるわけですが、食い違ひを起こしたり、禍根を生じたり、あるいは無計画になつたり、そゝういふ考え方はとるべきでない。元來この防衛力といふものは長期の姿でなめることに基本を置いていく、これが一つの考へであります。長い目でずっと考へていく。ただ具体的な計画そのものは、私も着任早々であります。その間に對米関係から見ますと、ドル防衛といふやうな問題も入つて参りました。そこらのところを含めて、どういふ内容、どういふ取り扱いにするかといふことは、昨日も部内になるべくすみやかに一つの考へをまとめてほしい、そゝういふ指示と申しますか、そゝういふ意見を伝へております。

○久保田(豊)委員 その点に連関しまして、時間がありませんから大筋だけお伺ひします。このドル防衛の問題だけではありません。もつと根は深いと思ふのでありますけれども、私の見るところでは、アメリカの戦略体制といふものが世界的な規模で変わつておるのではないかとこゝろに思われるわけですが、少なくとも赤城構想の前提になつておるものは、いわゆる地域的限定戦争——戦略といひますが、こゝういふものが土台であります。ところが特に最近ハーター長官がNATOあたりで出している提案を見ますと、これは変わつてきておる。どう変わつてきておるかといふと、よく言われるやうな有限戦略といふやうな格好に変わつてきておるやうであります。つまり陸上の基地とか、あるいは陸上兵力とか、普通のそれではなくて、大体においてミサイルなり原子兵器なり原水爆

なり、こういったものを海上もしくは空中で使つて、しかも自分の本土の方はやられても、海上ないしはそういう敵にやられない勢力で、あとで相手の領地といふものを、住民を殺す。この限度のものをもち、やるといふに戦略の体制がすっかり変わつてきているように思ふ。こういう点については実はこの前安保体制のときも聞きしたのですが、日本の防衛庁はこの戦略体制、アメリカの戦略問題については全然知らされておらず、研究もしていない、こういう加藤さんの御答弁だった。あるいは赤城さんもそうだった。そういうらば、いろいろなことで私は一國の防衛計画などは立つはずがないと思ふ。それならばその点を安保条約のどこでどう保障しているのかというのを聞いて、これが何もない。こういう変化についてどういふふうにアメリカ側と打ち合わせをしているのか。しかもNATOでハーター長官が言っているのは、NATO軍に対してはボラリス潜水艦を大体六二年まで五艘提供しよう。そのほかにはボラリスのIRBMを百基提供しよう。しかしこれは乗せる飛行機なり軍艦なりは向こうでつける。こういうことです。それは大体において六三年までに提供しよう、こういうことです。こういう点については政府としては防衛庁としてはどういふふうにアメリカと連携をしてやっておるか。また第二次五カ年計画にもし入れるとするならば、私はこういう点をどういふふうに織り込んでいふのか、具体的にどうやっていふのか。この基本がはつきりしませんが、日本の防衛計画なんというものは全く無意味になつてしまふ。あるいは自衛隊その

ものが無意味になつてくる。それがその通りで、大体今までの御説明の中でも、安保の規定の中でも、共同防衛といふことは基本であつて、日本だけでは何もできないといふことを言つていふのですから、少なくともアメリカの兵力ないしその戦略といふものがその土台でなくては、日本の防衛といふものはできないといふことですから、この一番基本になるアメリカの戦略がどう変化するかといふこと、今の長官のお話のように五カ年なり六カ年の先を考えた場合に、まさにその点が重要な問題になつてくると思ふが、この点についてはどのような交渉なりあるいは連絡なりを受けておるか。これに対して日本側としてはどういふ意見を出して、そしてそれとの調整において第二次五カ年計画を考えておるか考へてないのか、こういう点を明らかにしてもらいたい。

○加藤説明員 防衛計画の問題につきましてはただいま長官のおっしゃつた通り検討中でございます。ただアメリカとの共同防衛体制でございますが、私も日本の防衛に関する限りにおきましては、アメリカ側と緊密に連絡をいたします。ただしアメリカはグローバルな戦略を考えておるわけでございます。またアメリカ全体としては日本だけ特に取り上げて考へるというところは、事情によりましてはなかなかむずかしい問題もあると思ふのでございませう。アメリカからグローバルな戦略等について聞くと、これはもちろんごさいませう。ただ私もアメリカの戦略といふものがどういふふうに変化するであろうといふことについては、絶えず研究をいたしております。先

ほどのお話でございしますが、最近はお承知の通りボラリスといふものはいよいよ実用化いたしました。これはとにかく弾道弾の時代になりまして水中から発射するものでございまして、なかなか捕捉されにくいといふことがございませう。一つの大きな抑力として、アメリカはこれに力を入れておるといふことはございませう。民主党の政権に近く変わるわけでございますが、民主党の政権になりまして、どういふふうな国防政策をとるであろうかといふことは注意をして見ておりますけれども、まだこれといったはつきりしたものはないのでございませう。ただ共和党の政権に對しまして、共和党的防衛努力といふものが足りないといふふうなことが、あるいはミサイルにおいてソ連からおくれをとつた。これはやはり国防費等の問題についても問題があるのだといふふうなことは言つておるのでございませう。また民主党として新政権がどういふふうな国防政策をとるであろうかといふことは、推測の域を出ないのでございまして、確実なことは申し上げられないと思ふのであります。ただし戦略がどういふふうに変わることかといふことは非常に大きな問題でございませうが、現在の世界の情勢を考へますと、どうしても戦略的には戦争抑制という方向に大きく動いておること、これは間違ひありません。と同時に国連憲章の精神によりますれば、すべての紛争といふものは平和的に解決をするといふことが建前でございますけれども、同時に五十一條といふものがありまして、侵略が起つた場合には集団的または個別的自衛権を害するものではないといふふうなことを言つておりました、日本の防衛構想もそれに従ひまして、さきに述べられておりますところの国防の基本方針に従つてやつていくといふことは変わらないと思ふのであります。国防の基本方針といふのは、国連が十分に強力になりまして、これによって安全の保障ができるまでは、米國との共同防衛体制でやつていくといふことであると思ふ。私どもはその方向で防衛計画といふものも深く研究しておる次第であります。

○久保田(豊)委員 それは一般にはさう言わざるを得ないでしょうが、一番基本になるのは、日本の国防についてはアメリカと打ち合わせをしておる。しかしグローバルな戦略については打ち合わせもしていなければ聞いてもない。少なくともアジアに関してはこの点の相互の了解なり何なりがなければ、日本の国防といふものは成り立たぬと思ふのです。アジアに対してアメリカがどういふ戦略を持つか、防衛だけをやつておるといふことは、あとは全部アメリカさんにおまかせしたからやりたいていよくやつてくれ、その範囲において私もはついていくといふことに、結果においてなるのじゃないでしようか。少なくともアジアなり極東におけるアメリカの戦略なり何なり——これはもちろん世界戦略といふものと連関をしていく問題であり、一部であります。しかしこれがわからなければ日本の国防といふものは成り立たぬと思ふ。その極東に対する戦略についてアメリカを信用するから、われわれは口を出さぬでもいいというのですか。それから先のことはアメリカ

力さんに全部おまかせしてわれわれは知らぬ顔で安心している、こういう御意見ですか。私もは少なくとも日本の国防といふものを今の極東の情勢の中で考へる場合においては、いやでもおつても最低限日本は——世界戦略については詳しいことまでわからなくともアジアの戦略については、できるだけ詳細のことを知つて、それとの連関を考へるよりほかはないと思ふのです。この点はどうかです。

○加藤説明員 アジアにおきまするとこの米軍の配置といふものにつきましては、私も一応知つておるわけでありませう。しかし先ほど申し上げました通り、グローバルな考え方を持っておりますから、アメリカ本土に持つておりますところの戦略的な力をどういふふうに使つかといふこともございませう。私もはつきりいたしましては、日本の基地、施設を使うといふ場合——これは日本以外の防衛の場合でもございませう。これは今度の安保条約によりまして、日本政府と事前に協議をするといふことになつてきておるわけでございます。たとえばアメリカが太平洋に持つておる艦隊とか空軍とかいふものを、どこへどういふふうに使つかといふふうな、日本に關係のないことまで知るといふことは、お互いの國家といたしましてはなかなかむずかしいことであらうと思ふのであります。

○久保田(豊)委員 しかしそれはある程度知らなければ、たとえば第七艦隊が日本の横須賀へ入つてきて、これはどういふ行動をするかといふことがあ

る程度見当つかなければ、日本の防衛はできないじゃないですか。そういう点はどうなんですか。日本におけるアメリカ軍というのは、日本だけの防衛の任務を持つておるのじゃないことははっきりしていますよ。ハワイでもって指揮されて、要するに極東全体ないしはグローバルといいますが、世界戦略の一環として動かされているのですから、日本を防衛するだけの任務なんというものは、今度の安保条約にはどこにもないのです。そういう点から見ても、少なくともアジアにおける戦略体制については、相当詳細なことなりあるいは連絡を受けなければ、日本の防衛はいづ戦争に巻き込まれるかわからぬじゃないですか。この点はどうなんですか。

○加藤説明員 どうも私おつしやることが理解しにくいのでありますが、戦略を知っておるということ、アジアにおける太平洋軍の力を知ること、太平洋軍の力とは別だと思えます。太平洋軍の力をどう使うか、あるいはその必要に応じましてはさらに本国から来援を求めるかも知れません。そういうことが集まって一つの戦略というものがあろうかと思えます。私どもは太平洋軍の力というのにつきましても、もちろんある程度承知しておる。ただ横須賀に寄港した第七艦隊がこれからどこへ行くのか、どういう任務を持つてどこへ行くのかというところでチェックすることは、私どもは今必要ないと思えます。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、それ以上はやめますけれども、今度のハーター長官のNATOで出しておられますあいうボラリスの問題で

すね。あれはそうすると、日本のあなた方としては、今度のケネディ政権ができれば変わる性質のもの、どう変わるかわからぬのだ、こういうお考えですか。私どもは少なくともNATOのあの会議に、アメリカの代表的長官がああいう提案をする以上は、次のケネディ政権とも十分打ち合わせ済みの提案だろうと思つておる。あれがまたどう変わるかわからぬというのでは、ちょっとおかしいと思つておる。この点はどうなんですか。

○加藤説明員 これは政権の交代が近いことでございしますから、おそろくはある程度の打ち合わせはしておると思ひます。私が申し上げたのはボラリスの配置をどうするかということについて、新政権がどういうふうなことを打ち出すかということではなくて、もっと大きなアメリカの国防、世界の平和維持ということにつきまして、ケネディ政権がどういうふうな方向を打ち出すかということはまだわからない。個々の専門的な問題になつてしまつて、私はおそろくある程度の了解はしながらやつておると見るのが適當だろうと思ひます。

○久保田(豊)委員 問題は世界の平和をどういうふうに維持するかとか、そういう大きな政治的な考慮、方策は別として、少なくとも軍事面に關する戦略面に關しては、あそこには有限戦略といひますか、こういうものははっきり出しておるうちに私どもは見えておるわけなんです。この点はあなた方はどう見えておるのですか。従来のいわゆる限定戦略から有限戦略に変わつてきておる。よりに私どもは見えておる。これは米ソの軍事的ないろいろな力關係その他を

見ても、そう変わらざるを得ないように思われるのでありますが、この点については日本の防衛庁としてはあれをどういうふうに評価し、あるいは見えておるか、今後アメリカの戦略なり何なるの方向がどういうふうに変つていくのか、どういうふうに見えておるのですか。この点を聞きたいと思ひます。

○加藤説明員 これは先ほど申し上げました通り、新政権がどういうふうな国防方針を打ち出すかということは、推測の域を出ませんので、今私がここで申し上げるのはいかばかりかと思ひます。ただ兵器の進歩というのはいかに厳然たる事実としてあるわけございしますが、これらの兵器を使つてどういうふうなことを考えるかということになるわけございします。兵器の進歩にある程度即応した考え方、それと離れた考え方はできないと思ひます。今の世界の平和というものは、私はやはり米ソ兩陣營の均衡を軍事力というもので保たれておるといふのが、理想論は別として、現実だろうと思ひます。米ソの軍事力というものは、御承知かと思ひますが、それぞれ特徴がございします。アメリカを中心とする自由圏は海洋を中心にして考えておる。共産圏は大陸を中心にして考えておる。その任務に応じた編成なり装備を持つておるわけでありまして、ソ連の方で今進歩しておるものは大陸間弾道弾、大規模なロケット等でありまして、ソ連といひましたはやはりアメリカの海外基地その他のことを考えまして、そういうふうなことを考えなければアメリカと拮抗できないといふふうな考え方だろうと思ひます。アメリカはボラリスといふふうなものに非常に力を入れて開発してい

る。戦略空軍をどうするかといふような問題はございしますが、しかし一面におきましてはこういうふうな米ソの弾道兵力といふふうなものが発達して参りますと、もう大規模な戦争といふものは人類の滅亡に通ずるものだ。これはできにくくなつてゐる。實際起こり得るものは制限戦争と申しますか、通常の兵器による戦争ではなからうか。この方面に対する抑制力と申しますか、これを鎮圧する力といふものを今強化する段階でないかといふ意見もあります。御承知の通りであります。有限戦争とおつしやつた意味が私よくわからないのでありますが、全面核戦争か、しからざれば通常兵器による戦争か、あるいは制限戦争を使うことを考える戦争か、いろいろ考え方はあると思ひます。限定戦争といふ場合におきましては兵器の限定か、地域の限定か、いろいろ内容は異なつてくるのでありまして、ただアメリカは、これも御承知と思ひますが、今までは周辺基地を使ひますところの大量報復思想といふものを根柢に持つており、戦略空軍その他在外基地といふものを非常に強化しておりながら、一面におきましては、戦術的な攻撃兵力あるいは本土防衛兵力といふものも増強して参つております。ソ連の軍事雑誌等に現われております思想を見ますと、制限戦争といふような考え方は成り立ち得ないのだ。それは相手側が有利だからそういうことを言つてゐる。もし今後戦争が起るならば、それは必ずや全面的な核兵器を使う戦争になるだろうといふふうな論文が、ソ連の雑誌や新聞などに現われております。これは私どもも公平に見ますと、お互いに自分の利

益と長所を活用する考え方であらうと思ひます。現実の戦争といふものは起らないことを希望いたしますけれども、起る場合にどういふ形をとるかといふことを推測するのは、これは何人といへども非常にむずかしい問題ではなからうかと思ひます。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから詳しい議論はまた次にやろうと思ひますが、そこで私お伺ひしたいのは、今度のNATOその他のいろいろの状況を考へてみて、少なくともいろいろの定義の問題は別として、従来のアメリカの戦略思想の根本であつた、いわゆる限定戦争といふものから有限戦争といひますか、要するに基地を土台にした戦略ではなくして、海上なりあるいは空中なりから核兵器なりあるいはミサイルなどを飛ばして、しかもそれは本土がやられたあとでも相手方は生き残れぬぞといふのが、簡単に言ひますとどうも有限戦争の一番基本のようなんです。要するに本土がやられ、基地がやられても、相手が本土をやつてしまつても、海上なり空中に在るものがいつても飛んでいつて向こう側をやるぞといふのが、どうも中心の思想のようなんです。これはしるうとですから間違つてゐるかも知れぬが、どうもそういうのが基本の考えのようなんです。これは軍事思想として非常な墮落だと思ひますが、そういう観点の戦略だといふふうな私どもは思つておるのです。この点についてはいろいろ意見もあることであらうが、そういうふうに変つてつづつあるようにどうも考へられる。そういう場合にそつたことが極東

の方のアメリカの戦略に今後どう響いてくるかという点を、御研究になっておられることと思います。片方においては御承知の通り、防衛という観点から、海外の基地の整理という点と、あるいは海外における米軍の整理という問題が、現にすでに国防長官からそのための調査という指令が出ているわけですが、そういうものと結びつけて考えてみると、そこに非常に大きく問題が出てくるように思う。そこで極東の問題についてお伺いしたいのは、その二点のからみ合いをどういうふうにごらんになられているか、この点が一番中心にならうかと思えます。

もう一つの観点は、極東に隣接しては御承知の通り、これはソビエトなりのある中国の軍勢力といえますが、そういうものが急速に伸びつつあることも事実であります。それと同時に中国の国連加盟が来年あたり実現するということも、政治的に既成の事実になってくる。同時にこれに関連して朝鮮の南北統一問題というものは現在火がついている。台湾の本土復帰という問題も、これはおそらく中国の国連加盟という問題が解決すれば、国際舞台においても現地にいても火がつくことは明らかである。さらに御承知の通りラオスの問題が、単にラオスの問題だけでなく、今の状況でいいますと、まかり間違えば少なくともラオス、タイあるいは南北ベトナムを含めた、あの辺りの大きな問題になって、しかもこれが多分に社会革命的な内容と同時に、これに関連する軍事的な性格を持つてくることは明らかであります。こういう事実の上に立って、こう

は日本を考えるでしようし、また日本としてもそういう関連から立って国防というものを考えなければならぬと思えますが、こういう点についてはドル節約の問題もからんで、どういうふうな長期の見通しなり検討をしているのですか。これは今の段階ではなかなかわかりにくいことだと思えます。しかしこういつた点についてある程度の見通しを立てなければ、少なくとも五カ年なり七カ年の防衛計画なり、日本の軍隊の整備計画というものは、有効なものとは立たぬと思う。あるいは日本の自衛隊の任務なり何なりが変わってくれば別ですが、こういう点についてはどういうふうにお考えになり、また今後どういう問題についてはどの程度検討されて、第二次防衛五カ年計画を立てられるつもりか。ことしの予算獲得の裏づけとして、どうしても第二次防衛計画を一応早くでつち上げなければならぬというふうな考え方は、非常に困ると私も思っています。この点はどうかと思えます。

○加藤説明員 最初に仰せになりましたボラリスとか、戦略空軍が空中に絶えず待機しているというふうな問題は、これは私はグローバルな問題だと思っております。これによりまして片方からの先制奇襲に對しては、自分で反撃する力を持つてという考えでございまして、これは世界全体の視野に立っての戦略思想であると思っております。この考え方は直接極東にどうこうという点には私はあまりならないと思っております。ただそういうふうな戦争抑制力というものが強化されますけれども、他方におきまして、局地戦、と申しますか、在来

戦と申しますか、こういうふうなものが起こらないという保証はない。むしろお互いの戦略的な反撃力というものが強まれば強まるほど、そういうふうな侵略なり戦争なりの形になりやすいというところは、一応私も考えなければならぬと思っております。アメリカとしてもそういうことを考えておられると思えます。そういう見地に立ちますと、現在の極東における米軍の配置は、今急に大きく変わるといふことは考えられません。もちろん今急に、今年じゅうとか来年じゅうに変わることはないと思えます。しかし今言ったような遊撃戦なりそういう戦争というものは、グローバルな問題であると同時に、極東にもやはりこれは逐次くつた変化というものは当然くると思えます。しかしながら全体としては戦略の大きな流れ、あるいは軍備なり何なりの大きな流れとしては当然そうなると思っております。そこで今私があげましたような極東にいろいろな新しい情勢が出てきておるわけでありまして、しかもこれは今年の問題ではないにしても、来年なり再来年には確実に出てくる問題であります。現にすでに出てきつつある問題であります。そういう問題とひっかけて、グローバルな戦略的な問題と極東の特殊性という問題とが、どう結びついてくるかということが検討の一

番中心にならなければならぬと思っております。その観点から私はアメリカとしても、極東戦略というものを考えてくるだろうと思っております。あるいは極東におきますアメリカ軍の配置なり何なりを變えるとか、あるいは削減するとかいう問題が当然出てくる。そうしてその場合においては、この穴埋めをどこでするかという問題も当然出てきましよう。お説の通り今の段階では、極東で起こる問題がすぐに米ソの本格的な戦争になるかどうかというところは相当疑問があります。しかしながら今のラオスの例を見ましても、これが単なるラオスの国内におけるパテト・ラオナリ、あるいは親米派と親ソ派の戦いでないことは明らかであります。これに何らかの形において米ソが軍事的に介入しておることは事実であります。そういう線があつちにもこつちにも出てくるということになつてくる。いやおうなしにそうなりましよう。南鮮でも私はそういう日は決して遠くないと思えます。台湾は今や安全なようではすけれども、これとも国連加盟が出てくればこの問題が当然出てくると思っております。そういう場合に、あらゆる意味において大きな影響を受けるのは、その影響の受け取り方、評価は立場によって違ひましよう。しかしながら必ずその問題は日本に大きな響きを持つてくるわけでありま

す。当然な話であります。その場合に、アメリカのそういう戦略の変化と結びつけて考えなければ、私どもは防衛計画なり自衛隊の戦備増強などというものを認めているわけではありませんが、かりにあなたの方の立場に立つてみても、そういう問題は当然真剣に考えなければ、今後五年なり七年なりの第二次防衛計画は立つはずがないと思っております。そこでそういう問題を今までの程度検討されているのか、第二次防

衛計画にそういう問題をどの程度織り込むのか、そういう用意をしておるかどうかという点を聞いておるわけですか。

○加藤説明員 これはお話の通り、アメリカといましては日本のみならず、台湾政府とも、南鮮とも、またフィリピンとも、SEATOとも連絡を保つておるわけでございますから、アメリカの太平洋軍というものはそういうふうな全面的な配慮の上に編成され、運用をされていくものだと思います。もちろん日本も重要なそういう一つの考慮の中に入つてくると思えます。ただ私どもとしては大きなそういう流れは留意しなければならぬまじりけれども、個々具体的にアメリカがどういう場合にどういうふうなことをやつてくれるということよりも、まず日本自体としてある程度の抑制力を持つたいというところに主眼を置いて、第一次の長期計画もできておりますし、次期計画も大きな観点では、そういう日本自体の抑制力をまず持たたいという観念に立つてやるべきものだと思っております。大きな意味において米軍の太平洋における兵力配備の考え方というものは、もちろん考慮に入ればならぬと思えます。しかしその点は今はまだ大きな変化はないのではなからうかというぐらいいが、ただいまの見通しでございます。

○久保田(豊)委員 非常に重大な発言ですが、日本だけで米ソを相手にしたいわゆる戦争抑制力というものが、ある程度という限定がありましたが、これも、できると考えておられるのですか。

○加藤説明員 米ソを相手にした抑制力ができるというふうには私は考えておりません。ただ日本の自衛隊は日本の国土を防衛するという任務を持つておるのでございますから、国力、国情にに応じた防衛力、これは私も主として抑制力としての見地から考えていかなければいけないという趣旨を申し上げたのでございます。

○久保田(豊)委員 それはなるほど抑制力ですが、抑制力はやはり相手を見つめた抑制力でなければならぬと私は思ふ。相手のない抑制力などは無意味です。安保条約の際にも政府は口をすくして、中ソを仮想敵国にしてはいないと言っておりませんでした。少なくともアメリカ力は中ソを相手にしてやっていると見ています。その戦略体制の一環として日米安保条約ができたということも既定の事実です。その場合に日本だけの抑制力が成立すると考えておられるのかどうか、この点をあらためてもう一度お伺いしたいと思います。

○加藤説明員 私が申し上げるまでもなくおわかり願ふと思ふのでございすが、たとえば要撃機を千何百機という性能のものを持つ、あるいはどういう性能の艦艇をどれだけ持つということになりましたら、その段階においてはこれは抑制力になると思ひます。ただこれ以上の力を持った国がそれ以上の力を持つてくるということになりますれば、これは足りないことは申し上げるまでもございません。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、長官に一つだけお伺いしておきます。第二次五カ年計画の際に、そういうふうな世界の戦略体制、アメリカの戦略体制も相当変わりつつあるよう

に——私も専門家でありませんからつきりしたことはわかりません。しかし、少なくともこの二、三日来のNATOに対するあれを見ると、相当変わつてくる。専門家がよく今まで指摘したような緩が出てきております。これはまたドル防衛という見地から当然出てこなければならぬ一つのアメリカの考え方だと思ふ。世界をどこも一律にやるというわけには参らないでしよう。ですからさしあたりは十九カ国ということになりましよう。極東の場合にはいろいろの特殊事情がありますけれども、大きな流れとしてはそういうことになってきて、さつき申しましたような極東の情勢も急速に変わつてつづつある。こういう際に、日本の五カ年なり七カ年の防衛計画というものは、もつと掘り下げた——今加藤さんのおっしゃる通りに、少なくとも当分は変わりそうもないというふうなそら頼みではなくて、相当突っ込んだ検討をしなければならぬ段階になつてきておるようには思ひます。この点を御検討される意思があるかないか、私はこの点だけを長官にはつきりお伺いしておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 もちろんアメリカに新政権ができてきて、ケネディ新政権が具体的な国防政策の面においては発表等もしてないと思ひます。そこでわれわれといたしましては、それらの具体的な変化というものをもう少し見詰めたがらいたしたいと思ひます。しかしながら一面におきまして、ケネディ政権が基本的にいろいろ発表されたところを見ると、極東の防衛については相当重要視している、こういう線も打ち出されておる。また一面に

おいて、経済面からくるドル防衛という線も、経済面以外に防衛面でも多少の変化を日本に与えるわけであります。そこを勘案しながら、われわれとしては次期の長期計画を練つて参りたい。最初に申し上げましたように、日本の国防力と申しますか、防衛力というものは長期的に見て、国民あるいは国力に上手にできる限りにおいてマッチさせる努力はしなければならぬと思ふ。こういう努力は私は続けて参りたい。しかし同時に来年度の予算編成も控えていますから、そこらの具体的な問題ともまたかみ合うようにもして参りたい。確かにお説のように非常に困難な面もあります。しかしわれわれとしては政治に責任を負う以上は、その判断に誤まりなきを期したいという基礎に立つて努力をして参る、こういうふうな考え方であります。

○久保田(豊)委員 もつと具体的に伺ひしますが、そうしますと来年度の予算要求決定までに、第二次五カ年計画をきめられるというのですか、どうなんですか。

○西村国務大臣 先ほど石橋委員の御質問の際にも申し上げましたように、きめるともきめないとまだ私は決定いたしておりません。また私だけが考へるべきではありませんで、これは政府全体としての態度の問題でございす。しかしわれわれとしてはそのきめ方にも、具体的にどこかにきめなくても、基本的な問題、ことに来年度の予算に関連するような問題についてだけきめるといふ面もあります。これらの問題を今部内において取り急ぎ検討させておる段階でございす。

○久保田(豊)委員 それではその問題については今度は次の国会で少し時間をいただいて、突っ込んで話し合ひをしたいと思ひます。

そこで具体的に伺ひしますが、今度の国防長官の海外基地ないしは海外米軍の削減のための調査の中では、極東についてはどういうふうに見ているのですか。特に日本におります米軍が減らされるとか、米軍の基地が少なくなるとか、こういう点についてはすでに交渉があるのですからいいのです。またないとなれば防衛庁としては大体どういうふうな見当、見通しをつけておられますか、これをお話し願ひたい。

○西村国務大臣 現在まで防衛庁長官としての立場におきましては、そういうドル防衛等基地とかの変化について一時情報が流れましたけれども、まだ米軍から正式のあれはございませぬ。ただしいわゆるユニホームの諸君等は常時折衝しておりますから、その面においては多少のサウンド程度のこととはお互ひにやつておるのであります。それらの結果を一応私として承りましたところによりますれば、大きな変化はなく、ことに陸上部隊のごときはほとんどないでございす。それから空、海があるわけですが、それらも主として後方関係、しかも今まで私が承知いたしておるところでは、病院とか学校とか厚生施設とかいう面の部分の変化があるのではないかと、言いかえれば節約面とか、それもその後における新聞情報等によると、かなりまたゆるめられた。たとえば家族の引き揚げなんかも、一時いわれました世界じゅう四十八万人を二十万人に減ら

すというのを二十六万に減らすとか、アメリカの国防上の体制からいって、一時発表されたよりも少しアメリカ側の方が引き揚げ方だとかいろいろな影響が後退しておるようには、私は情報程度に承つております。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、要点だけでも二、三お聞きします。

その場合に第二次五カ年計画をどうちにしても考えられるということになれば、問題になる点は、今度のドル防衛の問題と連関して問題になつてくると思ひますが、第二次五カ年計画では、新聞で発表するところによりますれば、防衛庁としては、アメリカのMAPですか、無償の援助を千五百億程度見込んでおつた。総額が一兆二千億、そのうちで千五百億程度のものを大体見込んでおつた。これがどの程度今後のドル防衛と連関して減らされるか、あるいはこれが当然まだもらえるものと考えておられるのかどうか。この点が一。

それから従来、新聞によりますれば、いわゆるMAPでもって相当多額の兵器その他をもらつて、それで今装備をしておるわけですね。これが来ないということになりましたら、これの要するに代替というものを国産でやらなければならぬということにならうと思ひます。これにどのくらい銭がかかるのか、それがはたして現実にはできるのかどうか。今度は、第二次五カ年計画では少なくともこの二つのものだけはやらなければならぬ、それにいろいろな新しい要素を加えたものもやらなければならぬ、こういうことにならうと思ひますが、これらの点についての見当

といひますか、見通しはどう立っておりますか。それらを含めて第二次五年計画の兆二千億なら二千億で間に合うものと考えておられるのかどうか。この点が第二点の御質問です。

それからもう一つ、大体今までアジアの米軍の同盟軍に対する兵器の一部は日本でこしらえて、ICAによつて買つてもらつて向こうにやつておるものもあるし、また日本で修理その他をやつておるわけですが、そういうものが現実にとれきれないのか。こういうものがとまつてしまつた場合日本だけで、日本の防衛産業というものは成り立つのかどうか。つまり日本の自衛隊の発注だけで成り立つものかどうか。成り立たないとなれば、これはそういう面からまた別個の要素が出てくる懸念が非常にあるわけですね。その点から日本の自衛隊の増強というものは非常に強くなるという危険があるわけですね。その面から不当にやられるという例が、アメリカあたりははつきり出ているわけですから……。こういう三つの点についてどういふふうな見通しを持つておられるのか、これは一つ一つこまかく聞こうと思つたのですが、まとめてお伺いしますが、具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○加藤説明員 次期計画におきましてはもちろんです、米国の軍事援助というものを予定いたしております。これらが全然打ち切られるというふうには今考えておりませんし、また将来、これはある程度漸減はいたしまして、今までも漸減して参つておりますし、今後も漸減はいたしましてよろけれども、急になくなるというふうには考えておりませんで、相当のMASとい

うものを期待しておるわけでございます。このMASの中には、今久保田さんが無償のものだけおつたやうでございますが、そうでないものもございます。無償のものもございます。あるいはコスト・シェアリングと申しますか、費用分担で作るものもございます。飛行機のごときはそれでございまして、それからMSMSと申します。そういうふうなものをまとめまして有償援助というものとございまして、MASとして次期計画としては考へておるわけでございます。ただ漸減して参りますことは、これは長官もおつしやいましたが、計算に入れて計画を立てなければいけない。それから日本の今の防衛産業の能力からいたしますれば、相当のものは日本でも調達できると思ふのでございまして、

次期計画の重点といたしましては、御指摘になりました通り米国から貸手または供手を受けた武器類がだんだん古くなつて参りますので、その代替をしなければならぬ。陸上について申しますれば、人員をふやさないで、主として古くなつた装備品を更新して参るといふことが重点でございます。海上について申しますれば、米国から貸手、供手を受けたもの及び旧海軍の使つておりました艦艇で、昭和四十二年までに五万トンのものが艦齢に達しますので、その代艦を建造しようとしておるわけでございます。それだけの注文ができるかといふことは、日本の防衛費の負担がどれくらいになるだろうといふことと関連するわけでございます。これを次期計画作成の上におきましての一つの大きな重点でございます。それから米軍が日本で発

注しておりますもの、今私ここに資料を持つておりましたので正確には申し上げかねますが、昨年あたりの実績を申し上げますと車両などございまして、そのほか飛行機の修理というふうなものがございます。車両について申し上げますれば、これは防衛庁の注文し上げますれば、これは防衛庁の注文し上げるものはごくわずかでございますから、あまり影響はないと思ひます。

ただしかし飛行機その他になりますと、これは修理等がとりますと相当な影響が出てこようと思ひますが、これはやはり米軍というものが急にいなくなるというわけではございませんで、日本周辺に相当の航空部隊を持つておるといふことになりますれば、これが全然とまるというふうなことはまずなからう、どの程度の影響があるかといふことは今後注意して参りたい、かように考えておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 それらの計数上の試算なり何なりというものはまだやつてないのですか、どうなんですか。

○加藤説明員 これはいろいろやつております。この次期計画というものは一年半以上前からやつておるわけでございます。そのつど手を入れて検討し、修正に修正を重ねてきておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 きようは時間がありますから、私は結論的にだけ意見とか希望を申し上げておきたいと思ひますが、日本の防衛の一番おもな力になるのは、少なくともあなたの方の立場に立てば、やはり安保条約に基づく米軍の戦力といふことだろうと思ひます。その戦力なり戦略がどう変わつてくるかといふことが、これはやはり基

本であります。それと同時にアジアの情勢が、今言つたやうに中国の国連加盟なりその他の問題を含んで、今急速に変わりつつある。これに対してアメリカがどう対処するか、その中で日本の自衛隊がどういふ役割を持たされるかといふことは、これは第二の大きな要素だと思ひます。

それからドル防衛に連関して、今申しましたやうな諸点がどう日本に響いてくるかといふ点を一つ冷静に判断をしていただきたい。日本の自衛隊なり当局はいつでも、池田内閣もそうでありますれば、アメリカは何か日本だけは特別扱いをしてくれるのじゃないか、つまりヨーロッパではこうだけれども、日本には甘く非常に便宜をはかつてくれるのじゃないかといふふうな点が非常に多いと思ひます。しかしながらそういうふうなわけにはいかないと私は思ひます。従つてそういう点を十分織り込んだ第二次防衛計画なり何なりというものでなければ、ざつとばらんに見ましてあなたの方の立場でも役に立たぬものにならうと思ひます。

そういう点を、もし今度の国会で第二次防衛計画を決定されるなら、十分国民の納得のいくやうに、少なくともわれわれの納得のいくやうに、十分に内容を整えたものにしてもらいたいと思ひます。赤城さんの計画だけでは、私も聞きましていただいてもなかなか納得ができません。点が多いのであります。どうか一つそういう点を十分に織り込んだ、しかも国民が納得のできるやうな、少なくとも国会で十分な答弁のできるやうな、はつきりした根拠を持つてやつてもらいたいと思ひます。この点をはつきり御要望申し上げて、きよ

うは時間がありませんから、この辺で質問を終わります。

○久野委員長 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案及び総務府設置法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を許します。

質疑の申し出がありませんのでこれを許します。石山権作君。

○石山委員 在外公館のことについてでございますが、こゝで感じられることは、何か数多く大使館をお作りになつて、館員の昇給をば実施する。私はそこを目的があるやうな気がしてなりません。必要性が提案理由の中にあるわけでございますが、私は外国のことはよくわかりませんが、ここにナイジェリアとコンゴの貿易額がついておるわけでございます。ナイジェリアの方は四千七百五十万ドル、コンゴの方は輸出額が六百二十万ドルで輸入額が三十五万ドルといふふうになつております。私これと給手の問題と結びつけて考えると、どうも多く商売をなさっている国に赴任なさる方がコンゴの方よりも少ない、これは慣例とか何とか特別な事情があつて、こういうふうになつておるのでございまいやうか、その点一つお伺ひしたいのです。

○古内政府委員 ただいまの御質問は、ナイジェリアとコンゴの給手が違つてゐるがどうかといふ御質問でございます。これは一応今までございした領事館の給手をベースとして両方計算しておりますので、ただその間に実情に沿わない格差があるといふ点はわれわれも承知いたしておりますが、全般的

に在外給手の点については今検討中でございます。この在外給手を戦後きめたととき今日と、物価の情勢その他いろいろ変わっておりますので、その点をいろいろ考慮して今研究中でございますので、いずれ近い将来に結論を得るといふことを期待して、そのときにまた御指摘になった格差などを考慮していきたい、こう考えている次第でございます。

○石山委員 私が行うのは、この表に書かれている給手表を見ますと、ナイジェリア連邦よりもコンゴの方に赴任なさる方が給手が高いわけですね。高いということは、あなたの方の提案理由の一部では、貿易額が多いところのものは政治情勢の勘案等によるところのものとか、物価とか、いろいろあるだろうと思うのですが、表としては貿易額が提供されているわけですが、ですから私はその貿易額を対照してみたら、たまたまナイジェリアの方が貿易額が多くて、コンゴの方が少ないのです。そういうような提案の仕方から見れば、むしろコンゴの方の給料が少しくらい安くてもいいじゃないかというように印象を受けるわけですから、その点をお聞きしているわけです。

○古内政府委員 現在の貿易額とは関係なく考えたわけではございまして、今基準になる給手は昭和二十七年のときにきめたので、そのときのその両地の物価状況その他を見ても給手をそのままだと一応踏襲しよう、こういう考えでございまして、御指摘になりました現在の貿易量とは無関係にきめたわけでございます。

○石山委員 かつて私どもがドイツから、コンゴ川流域の貿易権という名前

かどうかわかりませんが、かなり広範囲な権利をば譲渡を受けて、非常に貿易が振興した時代を覚えております。そういう見通しからいって、たとえばコンゴのあいまいな騒乱事件がおさまれば非常に貿易上有利だ、こういう御判定のもとに大使館昇格をお考えになっているのですか。

○古内政府委員 現在の貿易量はばかりではなく、将来の——これらの国は独立して参ったわけでありまして。これから大使館を設置してコンゴに日本の経済が相当伸びるだろうということを考慮したものと、それから御承知のようにナイジェリア、コンゴともにアフリカにおいては相当指導的な地位を占めている国家でございますから、ほかにたくさん国家があるのでございますが、そのうちの二つだけをとって大使館にして、また政治的な発展をそこで観察させよう、それと将来期待されます経済発展とかみ合わせて考えてやっただけでございます。

○石山委員 大使館という名前だけ聞きますと、外部から見ると、大へな昇格なように考えられます。たとえばわれわれは英国大使館、アメリカ大使館というふうに呼ぶのと、呼称からすれば同じですが、内容的にはこれはもちろんランクしていると思うのです。現在大使館の内容として、給手で区別をしているのか、あるいは身分差みたいなものを考えられて、外交官の場合の昇格を行なっているのか、何かABCというふうな区別がおのずから習慣的あるいは明文の形でか行なわれているのか知りませんが、そういう経緯があったならば御説明いただきたい。

○古内政府委員 御承知のように最近大使館が非常にふえて参りますのは、必ずしもわれわれの方からの希望と申しますよりも、先方の希望が非常にあるのでございます。もちろん大使館を設置するためには、その相手国の国際的な重要性あるいは日本にとつての重要性といふことももちろん考えるのでございまして、最近はこのようにラッとして先方の国、ことに新しくできた国々はいくつも大使を置きたい。自分の国の立場を上げるためでもございしようが、そういう希望が非常に強いのでございまして、日本ばかりでなく、

各国も大使の数に非常にふえてきております。東京におります外交官のうちでも、大使館の方がずっと多いわけでありまして、またわれわれが先に出してある公館の方も、大使館の方がだんだん多くなつてきているようにございまして、実は御承知のように大使と公使の職務内容は、ちつとも違わないのでございまして。ただ先方の国に参りました場合の儀礼的な取り扱い、いままだ非常に差がある。それでたとえば大統領に会いにくときでも、大使が先に行つて公使があとに行くというふうな、いろいろなその点の不便さがございまして、ほかの国とも歩調を合わせて、こつちもできるなら大使にしていくという考えでございまして。ただ給手については、大使の給手にも段階がたしか三つか四つございまして、第一級と下の方の大使の俸給は相当違いますし、また下の方の階級の大使の俸給は、公使の俸給と同じだと

するかといふことをきめていくわけでございます。大使にしたからといって、給手が当然に上がっていくというわけではございません。

○石山委員 私はこの法案のうちでちよつと気になる点は、館員がふえるかどうかといふことが不明でございます。今回新聞等を見ますと、コンゴ問題に対しては外務省はさっぱり的確な情報は握つておられなかった、こういうふうな意見があるわけですが、私たちは東洋の君主国ですから、儀礼は重んじているわけです。より以上に形式的かもしれません。そのために公使から大使になる、あるいは総領事から公使にするといふふうな儀礼面は私たちが理解できるのです。しかし儀礼が何ら実質的な待遇を持たないとするならば、これはいたずらに高級官僚だけを作つてしまふ。やはり大使館に昇格するならば、それに付随して館員もふえる、情報も的確になれるし、わが国の意図といふふうなものも相手国に大いに理解せしめ得る、親善という面と実利的な貿易の面もそのためにふえるのだ、こういうふうな内容があるだろうと思うのですが、その件に關しましては、ちよつと人員等の問題については明確を欠くのですが、大きくなるのでございまして。

○古内政府委員 当面の問題といたしましては、これをお許しただいてすぐに発足いたします兩國の大使館の人員は、従来の両方の国の領事館の人員と変わらないわけでございます。ただ新規予算において多少一、二名いずれの場合もふやしていただくようにお願いするわけでございます。ただいま先生のお話で、従来の出先ではあまり情報

報が得られなかったというおしかりを受けまして、その点十分反省していきたいと思つてございまして、やはり先方の希望に応じまして大使を置くといふことになれば、それだけこちらの顔もよくなるわけでありまして、仕事もやりやすくなりますし、従つてそのほかの国もみな逐次大使館を置いておりますのに、日本だけが領事館でございまして、立場上、いろいろな活動上の立場が悪い。むしろそれを大使にしていただければ、活動の基礎がよくなるという判断のもとにお願いしておるわけでございます。

○石山委員 それでは総理府長官にお伺いいたしますが、私先ほど東洋の君主国の日本といふものを力説しているわけで、そういう点では私たちが大使館に昇格することは否定いたしません。ただ問題になるのは、実利を伴わないやり方を一つ考えること、それから給手という問題があるわけですが、この給手の問題は、大使館という特殊な立場、外国に赴任された特殊な立場からして、とすれば国内からはずれたよその国のいわゆる給手、その国の大使館、公使館の給手に匹敵される部面が多いのではないかと思ふのです。これは今度から外交官の給手問題も当委員会に付託されるので、われわれも十分研究させていただく機会を得たわけでございますけれども、そういう危険性があるといふこと、それから政府としてお考えになつておることだろうと思ふのですが、どうも私たちがからすればむづろさな提案の仕方です。おのりではないか。あるいは今度のコンゴ問題等につきましても便乗したような形で問題を提出しておるのではない

か。何だか東京新聞等を見ますと、来年度の予算もそんな考え方で、外務省は大幅な情報費ですか、あるいは外交官の費用ですか、それらを要求する心がまえなのだとおもうに、おもしろ、おかしく批判しておられるわけですが、政府としてはいろいろな点を考えながらいろいろ取捨選択して、こころを配らなければならない、こういう確信を持っています。これを御出になったのだらうと思

いますが、長官の御意見を聞きまして、私たちの気持ちをきめたいと思ひます。

○藤枝政府委員 大公使等の給与につきましては、もちろん公務員間の均衡をはかりつつ、しかも大公使たる職務の特殊性を加味しまして決定いたしておるわけでございます。赴任する相手の外国の給与というものは、あまり考慮に入れないわけでございます。しかしそのほかに外国にお

りますことについての必要性から在外の手当であるとか、あるいはその他の報酬費であるとかいうようなものも別にあることは御承知の通りでございます。今後十分公務員間の均衡というものを、今後十分公務員間の均衡というものと存じておる次第でございます。

○石山委員 それでは次にお許しを得まして、総理府設置法の一部について質問いたしたいと思います。

これは昭和二十三年と申しますから、ずいぶん長い年限を経て今日まで競輪、競馬その他を許してきておられるわけですが、これは通産省の方に伺いますが、機械工業の合理化に寄与したという提案をなさっておられるわけですか。あるいは機械の輸出の振興にも寄与し、大へん競輪、競馬を——通産省の態度はそうではなくて、モ

ターボ、競輪等をなさしておるのです。皆さんの場合は、今まで競輪、競馬をずっと続けてきた実績に対する説明をいささかしたくないで、中身はそんなないのではありませんか、こう思っておるのですが、実際に寄与しておるかどうか。

○佐橋説明員 御承知のように競輪法の中に振興資金の規定がありまして、大体年間十億ないし十三億の金が機械及び自動車振興に出されております。これを提案理由にもありましたように、いろいろの機械の性能解析とか、あるいは公共団体のやつております公立の試験場に対する寄付とか、いろいろの面で機械関係の振興にはあつて力がある、こういうふうにお考えしております。

○石山委員 そうすると日本の国は貧しいために、賭博のテラ銭によって機械の性能の向上をはかったり、地方財政の援助を固めたということをおな

は力説しているわけですか。

○佐橋説明員 機械振興の全部がこの競輪の上から振興された、こういうふうにおっしゃるわけではあり

ませんので、この機械の振興の一部分に確かにあつて力がある、こういうふうに従来までのところは考えておるわけでございます。

○石山委員 私の質問したのは、直接的な機械の合理化というふうに考えておったのですが、あなたは間接的に寄与しているとおっしゃっておるわけ

でございますので、その通りでございます。私は直接的な合理化とすれば、たとえば競輪の場合、モーターボートの場合は、合理化はスピードに通ず

るだらうくらいに考えておったのです。が、あなたはもっと別なことをおっしゃつていたので、日本の工業もどうもモーターボートや競輪のテラ銭によつて発達しなければならぬ、いほどちやいなものかと、うたた感嘆無量なんです。私はあなたが担当されているいわゆる機械工業合理化あるいは輸出貿易の振興、こういうようなものは競輪、モーターボートのいわゆる一部の寄付金等によつて、今後も続けていくのが正常な形であるかどうかというところ、この際一つ聞かしていただければよろしいと思ひますが……

○佐橋説明員 機械工業の振興は、御承知のように所得増進計画等におきましても相当大きな手になつておるわけでありまして、今後の機械工業の合理化あるいは振興というものが、こういった少額の金でできるもの

と考えておられないので、当然主たるところは国の財政支出あるいは財政投融資といったような面に大きく依存しておるわけでありまして、この部分を、非常にプラスではあります、これだけ

ければならぬのだというふうに申し上げておるわけではないのであります。

○石山委員 私は商工委員会などになかなか行けませんので、この際要望しておきたい点があるわけですが、所得増進論とか何とか言わずして、そ

ういふことを無視しても、日本産業の膨張、日本産業の伸張というものは、かなければならぬ。それに付随する外

交、貿易等ももちろんでございますけれども、いわゆるわれわれが必然的に日本人としての高度の機械工業の能力を持つ、日本の国の将来の民生安定、あるいは文化の向上などと幾ら言つて

も、それがなければならぬという意見を私たちは持っているわけですが、こ

ういふ小さなところからの、ある意味の寄付金でありまして、こういうことによつてなど日本の正常な経済、工業というものは伸びるものではないのでございまして、こういうことはこの際であるから一応捨てておいていただまして、正常な形における日本産業の興隆、こういうことを一つ大いに力説していただきたいと思います。

それから総務長官にお伺いします。これは審議委員会をば法律する意味ではなくして、政府が十年間おやり

になつた結果、これを存続させるというふうな御持で御出になつておるのか、廃止の方向がよろしいというふうな御持でこの問題を提案しているのか。政府の腹がまえていふものは白紙でございますか。

○藤枝政府委員 廃止するのがよろしいか、存続するのがよろしいかという

ことを、政府としましてはあまり先入観を持たずに、公平な第三者の調査会としての御意見に従つてやりたい、か

ように考えておる次第でございます。

○石山委員 都合のいいことばかり

なつたおっしゃつておるわけですが、政府というものはそういう腹がまえてはいかぬと思ひます。何だか大平官

房長官は、池田内閣には何もなければ、肝つ玉と腹玉だか何だか、玉

はあるとございまして、やはりこ

ういふ問題は十年間経過してきまし

たから、あいまにする必要はないと思ひます。たとえば廃止の方向である

とか——既存の、それによつて生活を

なさつていろいろの方々、あるいはそのことによつて大きな影響を受け

ている団体に対しては救済方法を講じて、廃止の方向に向けるなどというこ

とは、政府の腹がまえておのずから出てきていい時期だ、そう思つて私はお伺いしているのです。きのうきょうの問題ではないわけですからね。それでもまだ制肘したくないというふうな御意見でございますか。

○藤枝政府委員 競輪、競馬等の問題につきましましては、一面において相当の弊害等を指摘されておるのでありまして、これを廃止すべきであるという御議論も有力であります。また一方、この十年間続いた競輪、競馬等につき

まして、今御指摘のような、それで生活している人、あるいはそれによつて地方財政その他への影響というものもありまして、なお存続すべきであるという御議論もあることは御承知の通りでございます。そういう幾つかの御議論が分かれておるわけでござい

ますから、むしろ政府としましては先入感を持たずに、こうした公平な第三者の調査会の御意向を待つて処置した方が

妥当であるというふうに考えている次第でございます。

○石山委員 そうなつてきますと、政府は非常に慎重な態度で問題をな

めておるといふことになるだらうと思ひます。そうしますと私たちの意見とす

るところの方が、大かた苗ふりんに置かれております。私たちは廃止した

方がよろしかろうという側に立つて問題を進めようとしておるわけですが、

そうしますと政府は、今あなたのお

っしゃつておられるような、全く中立的な立場に立つて本問題をなめていき、そ

うのないような行政を行なうとして

いる、こういうふうに思ひますが、

それをうまくやっていただくためには、政府が委任されるいわゆる委員の方々の顔ぶれによつて問題が決定されていくのではないかと思います。あなたの御意見を聞いてみると、良識という言葉がこの際尊重されなければならぬが、良識といふことを一体どこへ置いて今度の委員をば委任なさるか。この選出方法等は、今まではとにかく学識経験者といつて、いろいろなところへ、べたべたいろいろの委員をつけているのですが、今度は良識をほんとうの意味に必要としている場合でございますから、委員の選定に關して一つ御答弁をいただきたいと思ひます。

なるべく選ぶ、そして公正妥当な判断をしていただく。私は特に閣僚の部門まで政府が用意周到に考えを及ぼして委員をば人選していただきたい、こういう要望に対してはどうでございますか。

○藤枝政府委員 この委員につきましては、直接利害關係のある方は省きた、そうしまして学界、経済界、言論界、スポーツ關係等の、競輪、競馬等には關係のない中正な方を選びたいという方針でございます。

○藤枝政府委員 閣僚という言葉がどういふ点を指摘なすつておりますか、多少見解がありますけれども、御趣旨の点は、こういう競輪、競馬等に多少でも利害關係を持つて、ある先入観を持つてこれを論議するといふやうな人を排除しようといふ御趣旨だと思ひますので、そうした御趣旨に従ひまして公正な委員を選出したいと存じます。

○石山委員 私たちはこの委員会に来てから直接、間接という言葉がたくさん使っているわけなんです、あなたがもしかりに直接という利害關係だけで問題をきめると、この委員会としては有名無実になる可能性がある。間接の部門、背後の声と言つてはいかぬかもしれないけれども、そういうことのないもの、そういうふうなやり方をすると、おそらくこれは手数でしやう。

○石山委員 もう一つ来年の九月三十日、この期限も、私たち設置法をやる場合は、大い一年を限度にしております。場合によつては、重要法案によつては、それをまた一年延期するといふ前例もなきにしもあらずでございますけれども、この問題はいろいろと特にわれわれの庶民生活に重大な影響のある問題でございますから、来年の九月三十日までには必ず結論を出すように政府側でも督促さす、延期をさせないという建前を一つこの際につけ加えておきたいと思ひます。

○藤枝政府委員 御趣旨のように、この期限内に結論を出しますように、委員の皆様にはお願いをするつもりでございます。

○久野委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 今度出された外務省所管の法案についてお尋ねいたします。石山委員からすでに在外公館の名称及び位置を定める法律の改正案について、コンゴとナイジェリアの大使館昇格についての基本的なお尋ねがあつた

○久野委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 今度出された外務省所管の法案についてお尋ねいたします。石山委員からすでに在外公館の名称及び位置を定める法律の改正案について、コンゴとナイジェリアの大使館昇格についての基本的なお尋ねがあつた

○受田委員 今度出された外務省所管の法案についてお尋ねいたします。石山委員からすでに在外公館の名称及び位置を定める法律の改正案について、コンゴとナイジェリアの大使館昇格についての基本的なお尋ねがあつた

格についての基本的なお尋ねがあつたよりでありますから、これに關連して、大體日本政府は、アフリカに新しくできた国々を、どのような程度にこれを重要視されておられるのか。イギリス、フランスの植民地が、それぞれ相次いで十数カ国の新興国家を作つておるのでございますが、その国々の独立国としての形態、実力といふやうなものをどの程度に評価しておられるのかを、アフリカに關する新興国家について、それぞれの国名をあげて御答弁をお願いしたいと思います。できるだけ地図をこへ出していただいて御説明願へると、委員各位の御理解に非常に都合がいいのです。

○古内政府委員 ただいまの御質問に、私まだ新米でございますして、官房総務参事官がおりますから、その国名を説明させていただきますから、どうぞお許しを願ひます。

○北原説明員 実は本日ここに委員の皆様は地図をお配りしなかつたのは、まことに不行き届きでございます。私実ははたと今思い当たりまして残念に思つております。私どもの手元にございましてこの小さな地図でもしお許し願へますならば、一つこれで御説明させていただきますと思ひます。

アフリカ政策全般に対してどう考えるかという総合的な御質問でございますが、まず全般的に、わが国といたしましては、これらの国が植民地時代に相當の貿易をやつて参りました。しかし独立国といたしまして、これらの国とまず友好關係をとかく至急促進していきたい、友好關係を進めますための具体的の方策といたしましては、やはり人的交流が最もいいのではない

か、そういう意味でアフリカのこれら新興国の指導者にわが国をなるべく早い機会に、適當な機会に見ていただくといふことに第一の重点を置いておる次第でございます。その次は通商貿易、經濟協力の促進でございますが、現在わが国のアフリカ輸出は全輸出の一二%でございますが、これらも将来大いに推進していきたいといふふうに考えております。

そこで、そのアフリカの新興国を大體旧英系の国と旧フランス系の国と分けて、旧英系が六カ国、旧フランス系が十一カ国程度と存じますが、これらの国はいろいろ發展段階において異なる地域があると存じます。たとへばアフリカの中央のチャドという共和国でございますが、これなどは最近外務省の一参事官を視察に歩かせましたところ、その報告を聞きまして、まだ非常に原始的な状態にあるといふことでございます。しかしながら全部非常な新興の意気に燃えておられて、およそ政治家及び政府首脳のおもな方は、英國あるいはフランスの大学で勉強された方が多いようでございますが、非常に若い方々が多いので、非常な新興の意気に燃えてやつておるといふのが現状だらうと思ひます。

受田先生の御質問に對しまして、將來の在外公館の設置に關する問題でございますから、大體どういふ構想を持つておられるのかという点を簡単に御説明いたしますが、現在サハラ以南のこの大きなアフリカ大陸に對しまして、わが国はエチオピアとガーナに二つ大使館を置いております。それから総領事館を南アフリカのヨハネスブルグに一つ、それから領事館は、今問題

になつておりますナイジェリアのラゴス、コンゴのレオポルドビル、それから東の方のケニアのナイロビ、この三地区に置いておるわけでありまして、この非常に膨大な大陸に對しましては、非常に不完全な在外公館の配置であると私も考えております。

將來の計画といたしましては、これから多數の独立国に對しましてどういふ考えでおるかという点でございますが、大體西アフリカにおきましては旧フランス系の植民地が多いわけでありまして、来年度の予算においては、西の端のセネガルのダカールに大使館を置くように今予算の準備をいたしておるわけでありまして、そのほか、特に通商上の見地からいたしまして、エジプトの南のスーダンとの通商關係の重要性にかんがみまして、ここに大使館を設置するといふことを計画いたしております。それから本年の予算ですでに認められたものとしてしましては、南アフリカの北の方のローデシア・ニアサランドのソールスベリーに来年の一月から總領事館を置くことになりました。

以上をもつていたしましたが、なお全アフリカに對しましてわが国の公館はやつと九つという状態でありまして、しかし漸次必要があることは十分でございますので、財政上の許しを限り適當にこれを充実していきたいと考えております。

○受田委員 私この夏フランスを訪問した際に、古垣大使からマダガスカル獨立についての見解の表明があつて、この国は非常に日本に好意を寄せており、また資源が豊かで日本の將來にとっては貴重な対象であるといふやう

○受田委員 私この夏フランスを訪問した際に、古垣大使からマダガスカル獨立についての見解の表明があつて、この国は非常に日本に好意を寄せており、また資源が豊かで日本の將來にとっては貴重な対象であるといふやう

そこで技術的な問題として、外交技術にこれは関係するのですが、大体こういう大使館を置く、あるいは公使館を置くとかいう問題は、向こうから言っています。

日本が公使を派遣している国々でござ
いますか——何でしたらリストをお
届けしてもよろしゅうございます
が……。

けれども、いかなる場合にもこちらから進んで大使々と申しているわけではございませんで、問題のありました今のコンゴとナイジェリアについ

てコンゴやナイジェリアの国の経済事情がまだ調査が十分できていないのに、こういう数字が出ておるといふことが同じで、なぜ相違しているか。そして

は、どういふところに根拠をお持ちになつたのか、お示し願ひたいのです。

○古内政府委員 先ほどもほかの先生の御質問に対してお答えしたと思ひますけれども、館員の在勤俸については、昭和二十七年に初めて戦後の在勤俸をきめたときのコンゴ及びナイジェリアの領事館の給与、これを基礎にしたわけでございます。その間、先ほども申しましたように、いろいろ情勢の変化がございまして、それはただいまやっております在勤俸の改正に関するいろいろな研究の際に、そしてその研究ができれば上りまして国会の御承認を得るような段階になりましたときに、そのナイジェリアとコンゴの間の館員の在勤俸の差も調整されるものと了解しております。

○受田委員 そのときまで従来のしきたりを重んずるということではなくして、現実にはいろいろな統計などによつて変更すべきものを変更した格で出さるべきものだと私は思ひます。改正案ですけれども、従来の領事館の古い基準をそのまま用いるというのではなくて、新しい独立国になつたときと前の植民地のときは、物価とかその他いろいろ違つておると思ひます。そういうものを織り込んだ案が出るべきだと私は思ひます。

もう一つ、新しい大使の特別職の俸給を拝見しますと、一番下の五等大使が九万円になつておる。一等大使が十五万円になつておる。大使の五等級の差というものは、外務省でそういう等級が国によつてつてあるのですか。

○古内政府委員 その任命される人の経歴によりまして等級をつけて、大蔵省と相談の上きめることになつており

ます。従来のその人の経歴でござい

○受田委員 そろそろアメリカが一等大使、今度出るようなところが五等大使というようになつてなくて、どこでも一等大使になれるのですか。

○古内政府委員 御本人の経歴でございまして、アメリカに行くのが必ず一等とは限りません。若い局長クラスの人

○受田委員 そろそろ大使に五等級つける。私は認証官問題であつて触れま

○古内政府委員 それはいろいろ希望すれば切りのない話でございますが、要するに体面を汚さずに働けるという

○受田委員 保てない時期もくるという想定は御答弁のようです。大体認証

○古内政府委員 保てない時期もくるという想定は御答弁のようです。大体認証

でもけつこうですが、他の認証官——私今その数を持っています。外交官以外の認証官の数等、ちよつと

○古内政府委員 外務省に限る限り、認証官は大使が現在五十三名、公使が八名でござい

○藤枝政府委員 外交官以外の認証官は、御承知のように、総理のほか國務大臣が十六、人事官が三、会計検査

○受田委員 総計は、外交官を除いて。

○藤枝政府委員 五十七名です。

○受田委員 外務官がほとんどを占める。外交官は認証官が、た

○古内政府委員 外務省が認証官を非常に多く持つて大へんあつかましいわ

はりわれわれ外に出て参りまして、ほかの国の大使、公使はみな元首のサイ

○受田委員 ということになつておるのですね。そうしなくともよいわけ

○受田委員 ということになつておるのですね。そうしなくともよいわけ

○古内政府委員 元首のサインがあつて御紋章をいただいた方が、仕事

○受田委員 そろそろと認証官でなければならぬのは、外交、国際親善

○古内政府委員 元首のサインがあつて御紋章をいただいた方が、仕事

○古内政府委員 われわれの考え方といたしましては、そうしていただく

う結論でございまして。これは非常にむずかしい問題で、今後いろいろ御討議

○受田委員 この認証官乱用が今後ますますはびこるわけですから、私

○古内政府委員 御承知のように外交官以外の認証官も、戦後、現在申し上

○藤枝政府委員 御承知のように外交官以外の認証官も、戦後、現在申し上

○古内政府委員 御承知のように外交官以外の認証官も、戦後、現在申し上

○古内政府委員 御承知のように外交官以外の認証官も、戦後、現在申し上

○古内政府委員 御承知のように外交官以外の認証官も、戦後、現在申し上

○受田委員 藤枝さんの御答弁で、認証官制度全般の問題を考えたい、その際に大使や公使の認証官制度を廃止するか、あるいは一等大使だけに認証官を与えるとか、いろいろなことが当然検討されるということになりますね。

○藤枝政府委員 その通りでございます。

○受田委員 では質問を終わります。

○久野委員長 他に御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて両案についての質疑は終了いたしました。

○久野委員長 これより両案について討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案及び総理府設置法の一部を改正する法律案の両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よって両案はいずれも可決いたしました。

両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

〔参照〕

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）に関する報告書
総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年十二月二十六日印刷

昭和三十五年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局